国保を取り巻く諸問題と、これからの高齢者医療制 者医療広域連合の視点から………… 全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長●岡﨑誠也 目白大学大学院生涯福祉研究科教授●宮武 バン福祉学科教授●新田秀樹 度

食から考える とっておき! 市長座談会…………… 鉄分とカルシウムたっぷり、 「海野宿」東御市 美しい都市の景観 (長野県 カ・ 多久市長、 ラ・ まろやかな味わい ダ 全国後期高齢者医療広域連合協議会会長●横尾俊彦 いきいきライフ(服部幸應 ホウレン草と牡蠣の一口グラタン 25

司会・コーディネ-

座談会出席市長●武元文平・七尾市長

石垣正夫・新見市長/石橋寛久・宇和島市長武元文平・七尾市長/木下博信・草加市長/

·中央大学総合政策学部教授

地域ブランドでまちおこし

7.....36

日光市 (栃木県) 自然と歴史と産業が響き合い 地域の個性が響き合うまちづくり

日光市長●斎藤文夫

22

19

歴史に見る ダ ۼ それを支えた人たち

◆ジョン万スピリットでまちを活性化 ふるさとの再生を図る

土佐清水市長●杉村章生

芦屋市長●山中

世界の人々から「一度は訪れたい」と言われるまちを目指して

O

T

変わろう!

高田

将来に向け、持続可能な行財政基盤の確立を

大和高田市長●吉田誠克

北茨城市長●豊田

稔

E

わが市を語る:

市民参画と協働を基本とした、

住んでよかったと思えるまちづくり

Τ

■経済の動き/本当に円高なのだろうか

東京大学大学院教授●伊藤元重

32

ナリスト●松本克夫:

34

事総研客員研究員●金重

紘

30

■世界の動き

中国のどう喝に屈する

■自治の動き

分権原理主義を貫け

マイ・プライ

ヘ

夕

分おこしで

まちおこし

S

き

C

■編集後記

席順を気にするおエライさんに 松平信綱 <u>:</u>

作家●童門冬二

54

■都市のリスクマネジメント ········44 危機管理対応③ 市町村アカデミー客員教授・大塚康男

46

■全国市長会の動き— Mayors' Action ……………56

城陽市長●橋本昭男

42

■発見! 驚き!「市政」トリビアクイズ ………………60

表紙イラスト:山本 陽 本文イラスト:細田雅亮

16

市政 NOVEMBER 2010

60

15

地域ブランドでまちおこし



石橋 寛久 京わじま 宇和島市長(愛媛県)



石垣 正夫 新見市長(岡山県)

的なPR策、地域ブランドの育

石橋寛久・宇和島市長に、効果

加市長、石垣正夫・新見市長、

文平・七尾市長、木下博信・草

標に登録された産品を持つ武元



*のした ひろのぶ 木下 博信 ^{そうか}草加市長(埼玉県)



武元 文平 华华·尼市長(石川県)

成の方法とポイント、行政のかかわり方などについてお話しいただきました。 (本文中の役職名・敬称は一部省略しています。また、木下草加略しています。また、木下草加いたださい。

地域名+商品名からなる地域団体商標(地域ブランド)。かつ団体商標(地域ブランド)。かつ団体商標(地域ブランド)。かつ団体商標制度が創設されたことによい、ブランド保護、地域産業のり、ブランド保護、地域産業のり、ブランド保護、地域産業のり、ブランド保護、地域産業のちで450件以上の産品、温泉などが商標登録されました。

ついて教えてください。大きな課題だと思います。

ようにその産品を全国に売り出していくか、

各市の取り組みに

地域団体商標に登録されてから、

どの

地域ブランドの販売戦略は?

考えているところです。

活性化を図ろうと、

いました。

現在、

つうと、さまざまな戦略を地域団体商標の登録を契

です。品質の高さは知られていますが、コ尾一尾手塩にかけて育てられた、養殖のぶ

業者は慢性的な赤字経営に苦し

古しんス

待されます。

もう1件は「戸島ぶり」。

宇和

標登録されたことで、

さらに売上の向上が期

といってくださる方もいるほどです。

今回商

焼き立てせんべいを

も大変評判で、中には、「500円でも売れる」

あり、 です。

足着しています。大都市からの観光客に気軽に食べられる庶民の味として地元価格は1枚100円程度ということも

まま擦り身にして油で揚げた練り製品の一種 和海でとれる新鮮な小魚を骨ごと、皮つきの されています。1件目は宇和島じゃこ天。宇

では定着しています。

石 橋

商標に申請し、平成19年に登録されました。

宇和島市は2件の地域団体商標が登録

り、より全国への発信力を持とうと、

地域団体

開発などを進めています。

仏具や建具などの伝統産業も同様です。

以来、キャラクターの考案、目玉となる商品のいていましたが、温泉全体がブランド化されてまでは「加賀屋」さんの一人勝ちという状態が続

てきました。例えば、

和倉温泉にしても、これ

体となってPRを行おうという新しい動きが出 体商標に登録されてから、それぞれの業界が

PRが必要になってきます。 **武元** 販売を促進するために

必要になってきます。七尾市では地域団販売を促進するためには、まちを挙げた

ましたが、まだ一般的な認知度が低いこともあ

地域ブランドとして 認定を受けたことで、 関係者が自信や 誇りを持つように なりました。

七尾市長(石川県)

武元 文平

して認定を受けると、

以来、

ことができる地域団体商標。平成18年の商標域の特産品などにその産地の地域名を付ける 全国にアピール地域ブランドで固有の産品を 化、まちおこしを目的に、多登録要件が緩和されてから、

本日は、この地域団体商標に登録された産 まちおこしに取り組む都市

数の登録がなされています。

地域産業の活性化、 法の改正により、

· の 市

ブランド価値は損なわれてしまい、

挙げたPRの展開、新商品の開発、 元の関係者が、 に積極的に取り組むようになりました。 たことでしょう。 の文化を見直し、 自信や誇りを持つようになっ これを契機に、 業界団体を 本物の「草 販路拡大

域 の

地域ブランド

申請をした経緯や効果などを市のPRを兼ね登録された地域の産品の紹介、さらには登録長にお集まりいただきました。それではまず、 る形でお話しください 新鮮な食材、 品ブランド」として認めてもらうよう申請した団法人食品産業センター」が認定する「地域食そこで、ブランド保護の観点から、まず「財 てい看過できません。

そこで、

泉をはじめとした観光資源、さらには長年に るものが数多くある都市です。 わたって培われた伝統工芸など、全国に誇れ 地域団体商標制度がスター 七尾市は、豊かな自然、 トした平成18年 草加せんべいの定義として、 ていること」など、原料や製法に関する条件が、 ことになりました。このほかに、長年の悲願 により、「地域産のうるち米を100%使用し ところ、認定を受けることができました。

公式に認められる

の5産品が登録。農・商・工の各産業で全国域の沢野地区で栽培されている「沢野ごぼう」伝統を誇る「田鶴浜建具」、そして、中山間地 に指定されている「七尾仏壇」、400年近いある伝統野菜の「中島菜」、国の伝統的工芸品 泉」、旧中島町で栽培され、 に発信できる地域ブランドが誕生しました。 登録されたことによる最も大きな効果は、 海の温泉として親しまれている「和倉温 自分たちがつくる産品、 さまざまな効能が 地域 地 ると、 石垣 黒毛和種の千屋牛が、 存じですか。 出すことができたと考えています。 やっと、ブランドを守り育てる第一歩を踏み でもあった地域団体商標にも登録されました。 1850年ごろ、

和牛登録協会の調べで分かっています

太田辰五郎という郷土

0)

BT

皆さん、

実は、新見市で生産されている 和牛のルーツはどこにあるかご

日本最古の系統牛であ

中に牛舎を設け、牛とまた、かつては家の化させたといいます。 当初、 持って育てていたことほど、生産者は愛情を て、 な改良技術を駆使したようですが、革新的 ともに寝起きしてい なるほどの名牛へと進 れていた小型牛であっ なりました。千屋牛は 先人が牛の飼育を始め たのがそのきっかけと 周囲からも評判に 農耕などに使わ

-3

」を提供しているまちとしてはとう

展するなど、活発に取り組んでいます。れぞれの企業が結集し、首都圏の展示会へ出バラバラに行っていましたが、組合の下にそ族経営が多く、これまでは営業、販促活動も

都市

の食肉市場では常に高い評価を受けてい

ま

従来から、

千屋牛ブランドとして販売してき

を大切にしたブランド牛として飼育され、大心牛」「信頼牛」を5つのコンセプトに、品質現在でも、「優良和牛」「健康牛」「安全牛」「安

の場となっているのが、「全国ブランド牛交流 <mark>石垣</mark> われわれにとって、千屋牛の大きなPR 国の産地の持ち回り開催となっています。 新見市が全国の有名ブランド牛の産地へ呼び掛 会」というイベントです。 けて開催したのがきっかけで、 これは、平成20年に 2回目からは全

ばと、イベント開催を思い立らと、こっぱと、イベント開催を思い立らと、もはや一産地のいていました。こうなると、もはや一産地の小ではどうしようもありません。そこで、安小で安全な国産和牛の振興を図る機会になれ

価を受けています。品質の高さをアピー 行っているのですが、千屋牛は毎回、 きる場にもなっています。 ちなみに、 この交流会では、 肉の品評会も ヒールで

産品の交流をするなどして、こわが市のルーツである伊達藩

観光の柱にして、 交流人口の増加に 結び付けたいと 考えています。

木下 博信 草加市長(埼玉県)

石橋 本市は、一次産業の就業者の比率が2 を超えます。そのような状況ですから、重割を超えます。そのような状況ですから、重割を超えます。そのような状況ですから、重割を超えます。そのような状況ですから、重 のぶりがアメリカの一日本食ブームに沸くアたいと考えています。 に力を入れてきました。 からは、 「戸島ぶり」 地域団体商標に登録され 特に注目しているのは の輸出にチャレンジし たこ

宇和島

メリカの一つ

メリカです。

養殖ぶりがアメリカの

並べてもらえるように

なれば最高です。

一般の家庭の食卓にも

宇和島産の

えています べてもらえるよう、 います。、既に草・ 販促活動に動きたいと考

係者とともにハワイに赴き、に向けて発信しています。今 大変評判が良かったものですから、 焼き立ての草加せんべいを振る舞いました。 開催しましたし、 ンデーに参加し、組合の青年部の皆さんと こしましたし、6月にはニューラルパークで行われたニュー ページを立ち上げたり、 活動しています。 3.1.2。今年の5月には関うの年の5月には関 販路を開 クジャ クのセ

高品質な産品づくりに向けて

だと思います。各都市では、日ごろからどの 品の付加価値を高める努力もそれ以上に重要 のためには、販売促進に取り組む一方で、産細野 当然のことながら、ブランド力の向上 ような取り組みをされていますか。 消費者にアピールできる商品をつくる

まな加工食品を開発しています ています。そこで、健康食品を切り口に売り としてメディアなどでも大きく取り上げられ された「中島菜」は血圧を調整する機能性野菜 ことが大切です。 中島菜を使ったお茶など、 例えば地域団体商標に登録 さまざ

しい製品づくりを進めるなど、商品商標登録以降は、時代のニーズに合 に対応できず、衰退化の方向にありましたが、フスタイルの変化、さらには産業構造の変化くれません。事実、これまでは消費者のライ 統があると強調しても、 伝統産業においても、 今の消費者は買って いくら高品質で、 商品力の向上 伝

が合言葉。

東京に出して負け ないものをつくろう」 常に高品質の商品の 生産を心掛けています。

石垣 正夫 新見市長(岡山県)

などの餌も、

徹底した安全性の確保に努めていき

外国産のものから地元産に変え

牛が食べる牧草や稲わら

ます るなど、 思います。今後は、牛が食べる牧草や稲わら特に安全性という価値を追求していきたいと狂牛病や口蹄疫が世間を騒がしている中、価値を追い求めていきたいと考えています。

界内でも、品質の悪いものは市場に出さな

収り決めをするなど、自主的な努力品質の悪いものは市場に出さないこのような状況を変えようと、業

といった取り決めをするなど、

を続けています

市としても、

宇和島真珠のブランド化と高

ています。

りに、現状では安値での取引を余儀なくされ地でもありますが、ブランド価値がないばか地。 宇和島市は、日本を代表する真珠の産

に努めて 、ます

石垣 われわれ新見市では、「東京に出して負 「大粒ぶどうです。生産されるまでには、農家 大粒ぶどうです。生産されるまでには、農家 大粒ぶどうです。生産されるまでには、農家 大粒ぶどうです。生産されるまでには、農家 大粒がどうです。生産されるまでには、農家 大粒がどうです。生産されるまでには、農家 大粒がどうです。生産されるまでには、農家 大粒がどうです。生産されるまでには、農家 大粒がどうです。生産されるまでには、農家

の増加に結び付けていければと考えています。いと食べられません」を宣伝文句に、交流人口い焼き立ての草加せんべいは、草加市に来ないを観光の目玉にすることです。「一番おいしそこで考えたのが、焼き立ての草加せんべ

べいのおいしさは格別です。冷めてもおいしいのですが、

焼き立てのおいしさです。もちろん、 草加せんべいの一番のアピールポイン

あつあつのせん

宣伝事業など幅広い事業を展開しています。

ールデザインコンテスト」、

講演会、

広報

級感を内外にアピールするために、「宇和島

組むなどといったら、皆さん、**で30分に位置する草加市が、観*東京の日本橋まで20㎞圏内、

ん、驚かれるかも 、観光事業に取り

しれませんが、

私は本気です。

介したい地域資源がたくさんあります。

実のところ、草加市には、

ロの方々に

例え

道「草加松原遊歩道」。600本余りの松が植

松尾芭蕉も歩いたといわれる石畳の散策

大には限界があると感じています。品質の問 がら、そぞろ歩きをしてもらう。既に、市民 がら、そぞろ歩きをしています。 観光基本計画を策定しています。 していうのは一つのアイデアですね。実は、 大には限界があると感じています。 大には限界があると感じています。 大には限界があると感じています。 先的に考えたい。そうすれば、 進し、地域の中で経済の循環を図ることを優 題ではありません。もともと生産量が多くな 住民の誇りや愛着にもつながります。 や伝統産業を守ることにもつながるし、 るのです。それだったら、逆に地消地産を推 全国に売り出すだけのロット 各業界の振興 が小さ過ぎ 地元

石 橋 どの生産量はあり なども、ぜひ、つくっていきたいと思います。た地域ブランドを組み合わせた観光メニュー れた観光客にも、 ることができます。 もらえれば、さらにブランド産品を盛り立て もちろん、地域住民だけではなく、 漁獲量が減少してしまっています。 宇和島じゃこ天も、 いう小魚が使われます りません。 七尾市の味、 地域団体商標に登録され ますが、頭が痛いこ。この製品にはハラ 全国に売り出すほ 技を堪能して 能登を訪

石垣

石橋 寛久

宇和島市長(愛媛県)

展につながります。逆転の発想が必要です ますよ」と観光誘致に取り組む方が、 に来たら本当においしいじゃこ天が食べられ それならば宇和島市でも、 希少価値をアピー ルして、「宇和島市 全国に売り出す 地域の発 ね。

きます。

段見慣れているもので も、観光客には、とて う。市民にとっては普 てくれることでし さえ気付かない、地域は、現地のわれわれに まちのよさを再認識で のに映る。外から来た も貴重で素晴らしいも の宝を観光客が発見し 人たちの目を通して、

は素晴ら らに磨きあげようといしいものなんだ」と自 民にとっては自明なも から高い評価を受ける のばかりですが、 地域ブランドも、 外部

信を持ち、 ことで、

その宝をさらに磨きあげようと

う意欲がわ

いてきます。

平成15年に能登空港

新住民の力を積極的に活用しようと考えて新見市では、移住、定住を積極的に誘致します。観光という切り口とは異なりますが いろいろなことを教わりました。れるようになりましたが、外から来た人からが開港し、七尾市にも東京から多くの人が訪 ます。観光という切りにも欠かせないのは、 産業の発展にも、 定住を積極的に誘致し、 私も外部の力だと思 地域ブラン 0) 思強い化

お誘いしても、 ラ整備はもとより、 ただ「わがまちにきてください 誰もきてくれません。 わがまちの 市を挙げた支援策が必

市政 NOVEMBER 2010

の良いものを提供すれば、れています。いくら高価校ましたが、実際人気が上がましたが、

いくら高価格であっても、

ことができるのだと確信を持ちました。

のを提供すれば、

東京でも成功す

また、千屋牛においても、

より一層の付

のではとも指摘さ

高値で売買

質され



新築の住居も安値で提供する支援策まで用意 しています。 でも通話可能な環境を整えました。 網を整備したほか、 そこで、新見市では市内全域に光ファ 携帯電話も市内ならどこ 加えて、 イバ

環ができるように、さらに取り組みを進めて新住民もその仕事を担う。そのような地域循 きたいと思います。 地域産品の需要が増え、 雇用が生まれる。

地域ブランド育成における行政の役割

細野 話しくださ な役割を担うべきなのか、 地域を挙げて行うに当たって行政はどのよう きました。 ランドによる産業振興についてお話しいただ これまでさまざまな観点から、 最後に、このような取り組みを、 率直なところをお 地域ブ

観光メニューに組み込むなど、全体のレベルをサポートしながら、それぞれを連携させてて芸品。これら農・商・工にわたる各業界市の地域ブランドは、一次産品と観光、そし 仕組みづくりを担うことだと思います。 武元 行政の役割は、大きな意味での仕! 大きな意味での仕掛け 一次産品と観光、 七尾

(中央大学総合政策学部教授) ですから、行政には市民や団体を支援してあれていく。そのような仕掛けを行政がつくることが重要だと思います。 ですから、行政には下をかく共生社会をモットーにしてきました。行政主導ではなく、互いににしてきました。行政主導ではなく、互いににしてきました。行政主導ではなく、互いにですから、行政には市民や団体を支援してある。 げようという、 一方的な発想はありません。

はと思います。 後の展開に力を尽くせたことがよかったので 市と関係者が一体となって、商標登録やその 草加せんべいのブランド化の取り組みも、

行政ならではです。
中1000頭増頭計画」の実現に努力していま
中1000頭増頭計画」の実現に努力していま まな取り組みを進めてきました。千屋牛に関石垣 新見市では産業振興を目的に、さまざ

石橋 同感です。「宇和島じゃこ天」の原料である。そのような行政ならではの支援をこれ島ぶり」の輸出を目指すとなったら、国際的な島ぶり」の輸出を目指すとなったら、国際的な島がリーの輸出を目指すとなったら、国際的なる、「宇和島じゃこ天」の原料である。 からも続けていきたいと思います。する。そのような行政ならではの

地消を推進し、地域内の経済循環を重視したと視野に入れて販路拡大を目指したり、地産関係者や市民を巻き込みながら、努力されて関係者や市民を巻き込みながら、努力されて関です。それをどのように生かし、まちおこ らには地域文化に基づいたその土地固有の資細野 地域ブランドは、地域の自然条件、さ りが、各りての資

> 露いただきました。れたりと、さまざまり、あるいは観光と さまざまな活性化のヒントをご披い観光と結び付ける取り組みをさ

いました。

い歴史に培われたブランドを生かし、その価い歴史に培われたブランドを生かし、その価い歴史に培われたブランドを生かし、その価い歴史に培われたブランドは一朝一夕に

(平成22年9月22日、 全国都市会館にて実施)





集

新たな高齢者医療制度の 制定に向けて

「高齢者医療制度改革会議」は、さる8月20日、高齢者のための新たな医療制度についての中間とりまとめを行いました。同会議では今後、年末の「最終とりまとめ」に向けて、国保の運営の在り方、費用負担の在り方など、おおむね14項目の課題などについて、引き続き議論を進めていくとしています。とりわけ、運営主体については、国保財政問題とも関連するため、都道府県単位の全市町村による広域連合が担うのか、都道府県が担うのかなども争点となっています。

今回の特集では、同会議の委員の方々などから、中間とりまとめの概要と課題などについて解説 していただくとともに、都市自治体側から見た評価と高齢者医療制度の目指すべき方向性などにつ いてご寄稿いただきました。

寄稿 1

国保を取り巻く諸問題と、これからの 高齢者医療制度 —中間とりまとめを踏まえて— 目白大学大学院生涯福祉研究科教授 宮武 剛



新たな高齢者医療制度の留意点 一中間とりまとめの評価を中心に一 大正大学人間学部アーバン福祉学科教授 新田秀樹



新たな高齢者医療制度と国保の課題
高知市長、全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長 岡﨑誠也



新たな制度を目指す高齢者医療改革会議 〜分かりやすく安心で持続可能を目指して〜 後期高齢者医療広域連合の視点から _{多久市長、全国後期高齢者医療広域連合協議会会長} 横尾俊彦

玉 局齢者医療制度 |保を取 、諸問題と、 中間とりまとめを踏まえて

宮がたけ

目白大学大学院生涯福祉研究科教授

削け

者保険は大地の上に建つ「ビル群」と表現す

ると、 働者が増え続けている。 ど勤め人でありながら勤め人扱いされない労 所の従業員をはじめ、 不況で失業者としてビル群から追い出される の高齢化はさらに進展する。 群から大量の定年退職者が送り出され、国保 金受給者である。急速な高齢化により、 代わって、最大多数派は、 めていたが、現在は計2割弱まで激減した。 保険施行直後における加入者の職業構成を見 人も増えてきた。同時に5人未満の零細事業 現在の国保は、いわば「高齢化」「低所得化」、 その国保は構造的な難問を抱えている。 最近は派遣・パ 加えて、

足から50年目の節目に、この基盤整備が焦点

になったことの意義は深い。

国保の再編成は時代の要請

私はとらえている。

昭和36年の皆保険体制発

成・再構築を明確に打ち出した点にあると、

国民皆保険を支える「地域保険」の再編

括的に示しているが、その最大のポイント 者医療制度」に代わる新しい制度の体系を概 間とりまとめ)」をまとめた。

「中間とりまとめ」は、現行の「(後期) 高齢

齢者のための新たな医療制度等について 改革会議(以後、「改革会議」)は、この8月「高

审

私もメンバ

の一人である高齢者医療制度

はじめに

小規模保

ば両者の関係は分かりやすい。つまり、 は成立し得ないということだ。 という大地状の基盤がなければ、 皆保険体制 国保

「自営業」と「農林水産業」が計7割を占 無職という名の年 深刻な ビル トな

で市町村の再編成は進んだものの、 そして高齢者の急増に伴う「医療費の膨張」と いう三重苦に陥った。同時に「平成の大合併_

成り立ってきた(図参照)。

国保は皆保険を支える、

いわば「大地」のよ

な存在と例えることができる。

力、

被用

と被用者保険(職域保険)の2つの医療保険で

国民皆保険体制は、地域保険(市町村国保)

5 0 0 体の20%余に増え、高齢化率40%以上の市町 分散が極めて難しい。 険者はまだ数多く存在 村が全体の42%を占めるに至ることである。 り、高齢化も一層激しくなる。国立社会保障・ な少子高齢化に伴い、 未満の保険者が総数の35%を占め、 人口問題研究所の推計で最も目立つのは、 この雪崩を打つような事態に備えるシステ 人未満の市町村が2035年には全 自治体自体が瘠せ細 しかも、 加入者5 今後の急速 リスク

描くようにはいかない 医療制度改革は、白紙に絵を

ム変更にいや応なく迫られている。

保険の理念や原理に反した異例の仕組みで 期)高齢者医療制度が創設された。しかし、 75歳以上だけを集めた独立型の制度は、 皆保険を維持するための最大の問題である。 その対処策の一つとして、平成20年に(後 高齢者医療費の膨張にいかに対処する 社会

社会保険は性差、

「国民皆保険」の構造と近未来図 定年退職など 中小企業 従業員らの 大企業 協会健保 従業員らの 公務員らの 健保組合 共済組合 市町村の国民健康保険 年金生活者、5人未満の個人 事業所従業員、派遣労働者、 パート、自営業者ら 正社員化など 脱サラ、失業など 74歳以下の市町村国保 75歳以上の高齢者医療制度 各県で保険財政 県単位で 共同安定化事業により 全市町村参加の 「広域連合化」 「広域連合」 75歳を境にふたつの地域保険が併存 \rightarrow 統合できないか

て、 らに、 公費5割をほぼそのまま踏襲できたこと、 構成も老人保健制度の最終的な拠出金5割、 と、政治家も行政も説明しやすいことだった。 な仕組みではなく、「75歳以上は別扱いにし 度全体の体系は変更せずに済んだこと、財源 もともと医療制度改革は駅の建て替えにも 安心できる医療サ 列車や乗降客に当たる医療機関や患者 例えば「リスク構造調整」のような複雑 ービスを提供します_ さ

切った独立型の制度は、先進国でも例がない

米国は65歳以上対象の「メディケア」 全国民をカバーする公的な医療保

可能性が高く、

着手しやす

いという点にあっ

たのだろう。

75歳だけを切り出して、

医療制

の流れを妨げないように改造・改修の積み重

険制度がないゆえの苦肉の策である。

このような異例の設計になったのは、

実現

を持つが、

応じて給付される仕組みである。

年齢で区 ニーズに 得差などを超えて、できるだけ多くの人が集

ねになる。

支払い能力に応じて負担し、

就き、 ない制度の創設など、 た。民主党はその批判を追い風に政権の座に される、と当事者を中心に大反発が起こっ しかし、 国 保、 高齢者医療制度の廃止と年齢で区別し 改革会議を設けた。 「別扱い」は優遇とは思えず、 いわゆる「6原則」を掲 冷遇

再編成への道筋

半は、ほかに受け入れ先はなく、元の市町村 定化を図るためには極めて重大な必要条件に 営を確保する」と明確にされた。 最後の砦である国保の安定的かつ持続的な運 あった国保の広域化を実現し、 医療制度の廃止を契機として、 や新たな財政調整を必然的に論議することに けもなく、その受け入れ先の国保自体の強化 国保へ戻るほかない。 れるわけではないが、 国保の再編成だけで、 なった。「中間とりまとめ」でも、 年齢で区別しないためには、 単に戻るだけで済むわ 先行きの地域保険の安 構造的な問題が解決さ 国民皆保険の 長年の課題で 75歳以上の大 「後期高齢者 もちろん、

いる。 に先立って、 医療費の約40%は都道府県単位で賄われて 導入され、 み出している。 そもそも、 既に広域化へ向けて大きな一 現制度においても、 「保険財政共同安定化事業」 国保には高齢者医療制度創設 都道府県内 歩を が

違いない。

地域保険の再編成と った大改革を た記述を幾つか取り上げて論評を加えた上

本稿では、この中間とりまとめで気になっ

型の焼き直しに過ぎないという評価もあり 制度から国保制度に架け替えただけの独立 すれば、

見直し案は看板を後期高齢者医療

然としない点も多く、

やや厳しい言い方を

が並存すること」との経過措置については釈 中に都道府県単位と市町村単位の財政運営 ことがうかがえる。しかし、「当面、

国保の

ますます強く明確なものになってきている

だ。その際、引退世代に対し現役世代と同様 割を分担してほしい、という要請であり、 収、資格管理、保険事業などを担当するとさ 押しつけるわけではない。中間とりまとめで でも全国的な平均像で9割は県内で自給され 担うべきではないか。医療サービスの供給面 療費の適正化計画を立案してきた都道府県が 革会議で詰めることになるが、 政運営を担う主体は誰か、ということだ。改 を対象にした都道府県単位化を実現したい。 で、75歳以上とのドッキングを図り、 営に向けた環境整備を進めていく。 政運営を担うことになる。 どを充てながら、都道府県単位の保険者が財 の負担を強いることはできない。75歳以上は る体制にある。もちろん都道府県にすべてを ここで重要になるのは、 方、 市町村はこれまで通り保険料の賦課・徴 県と市町村がそれぞれの得意分野で役 75歳未満も、 国保に再び迎え入れることが出発点 公費と各制度からの仕送りな 都道府県単位の財政運 都道府県単位の財 医療計画や医 その上 全年齢 そ

保険料の在り方と財源調整の方向性

の支え合いで少子高齢化の時代を乗り切るほ

かない、と思う。

全年齢対象の都道府県国保にする際、保険

料をどうするか。75歳以上では収納率は極め 料なら努力のかいがないからだ。 の市町村も、そうでもない市町村も同じ保険 けるのは現実には難しい。収納率向上に必死 て高いが、全年齢となると、

実現するのは難しい。

まず75歳以上の大半

マンやその被扶養者は被用者保険

である。 式」が提案された。都道府県単位の運営主体 に保険料率を決めて、徴収するという仕組み め が平均収納率に基づき、基準保険料率を定 ことを促す仕組みに改める」という考えを示 険料の収納対策に市町村が積極的に取り組む 単位の保険料という考え方は維持しつつ、 る。これを受け、各市町村ではその総額を基 した。具体策として、 このため中間とりまとめでは、「都道府県 市町村ごとに納付すべき総額を確定す 「標準(基準)保険料方 保

ある。 ばそれだけ保険料率を低く設定できる利点が 総額が保証され、各市町村は収納率を上げれ 都道府県単位の運営主体にとっては、納付

り保険料格差は各段に縮小されるだろう。 行制度は汚歳以上だけの公平性にとどまる あまり大きな保険料格差は生じない。また現 あるが、基準保険料を軸にする設定だから、 たのに、再び差をつけるのか、という批判も 75歳以上は現行制度では統一保険料になっ 都道府県内では将来的に全年齢で現在よ

は保険料負担が再び無くなるが、 また、被用者保険に戻る被扶養の75歳以上 現在の被扶

統一保険料を設

投入増や保険料引き上げに踏み切らない限 どんな方式で財源調整を行うにせよ、公費の の仕組みとして、「高齢者先充て方式」や「加 て国保側とのバランスを取ってはどうか。 養者の要件 (年収180万円未満) を切り下げ 入者按分方式」などを示している。 中間とりまとめでは、保険者間の財政調整 財政危機の状況は変わらない。 しかし、

ではないか。社会保険方式の最大の弱点であ 険料の減免のために公費をさらに投入すべき 決可能な課題ではなく、主に雇用の問題とい 者を抱えている。これは医療保険の責任で解 まず実施してはどうか。 半額以上に引き上げる前に、そんな対応策を ば福祉的な施策と考えるべきだ。租税負担を る支払い能力に乏しい人々への支援は、 構成とは切り離して、低所得者層に対する保 える。国は自らの責任ととらえ、全体の財源 保険料を払いたくても払えない多くの低所得 約半分を公費の投入で賄っている。それでも 国保は、 給付費の約半分を保険料収入で、 いわ

その公約を果たすため財源確保策を明確にし 加盟国平均並みに引き上げる」とも宣言 権の座に就いた。日本の医療費を「OECD 民主党政権は「医療と介護の再生」を掲げ政 新制度創設へ弾みをつけてほしい。

(談話を編集部でまとめ)

新たな高齢者医療制度 中間とりまとめの 価を中心に の留意点

大正大学人間学部アーバン福祉学科教授

新田秀樹



医療制度のみならず市町村国保についても 医療制度改革以来の当局の意向が、高齢者 府県単位の運営を目指すという平成18年の たな医療制度等について(中間とりまとめ)」 改革会議が取りまとめた「高齢者のための新 本年8月に厚生労働省の高齢者医療制度 医療保険の運営については都道 とされた重要課題も多いため、現時点では 0) 主体」の具体的担い手、 ていく上で留意すべき点を述べ、筆者の責 断りしておく。 断定的な評価をしづらい面もあることをお りまとめにおいては、「都道府県単位の運営 を果たすこととしたい。もっとも、 具体的仕組みなど今後引き続き検討する 今後の高齢者医療制度の方向性を考え 財政調整や公費投入 中間と

を見ると、

はじめに

2 高齢者の再区分―評価①

国保の被保険者に戻ることになる。 被扶養者(約200万人)は被用者保険に戻 高齢者医療制度の加入高齢者(約1 加入し続け、それ以外の者は市町村国保に加 人)のうち、従前の被用者保険の被保険者と 入することとされた。この案によれば、 者保険の被保険者と被扶養者は被用者保険に 新しい制度案では、 残りの高齢者(約1200万人)は市町村 年齢に関係なく、 400万 後期 被用

義務を明確にすることで給付の権利性を強化 越える論理として「負担の公平」が掲げら 人間はいないが、その嫌だという感覚を乗り していたのである。負担が増えることを好む 護保険制度の第1号保険料という先例が存在 納付義務が発生することについては、既に介 ことであったし、また、各被保険者に保険料 料が賦課されることは制度上意図されていた ことであった。その意味で、被扶養者に保険 者であるとの自覚を当人たちに持ってもらう うことで高齢者自身も制度を支えている当事 もう一つは、高齢者に保険料を支払ってもら 「高齢者間の負担の公平」を図ることであり、 するとともに(中間とりまとめにもある通り) の重要な目的の一つは、高齢者の保険料納付 としている。だが、後期高齢者医療制度創設 納付義務がなくなるなどのメリットが生じる 市町村国保では世帯主以外の高齢者の保険料 者については保険料負担がなくなり、また、 まとめでは、この結果、被扶養者に戻る高齢

市政 NOVEMBER 2010

は認められるべきではない。この点について 部の連帯の意義を失わしめるような財政調整 るのならば、保険者を超える連帯が保険者内 自律を社会保険の基本として是認するのであ

ドと被用者保険サイ

理をもって説得することがますます困難にな 嫌だ」という意見に対して「負担の公平」の論 覆すということになれば、今後は「負担増は にもかかわらず、新制度においてこれをまた るのではないか。

「都道府県単位の運営主体」の性格

3

ては、 道府県単位化を図る(従って、都道府県単位 整備を進め、 検討する、 主体」で行うか、市町村で行うかは引き続き ③給付事務の主体を、「都道府県単位の運営 の保険料率とは別に)定めて賦課・徴収する、 町村における高齢者の保険料率を(現役世代 各市町村は収納状況などを勘案して当該市 主体に納付する額も決定し、これを受けて、 険料率を定め、それを基に各市町村が運営 れば同じ保険料になるよう)標準(基準)保 に要する費用から(原則として同じ所得であ な主体は引き続き検討)」は、高齢者の給付 営(あくまでも財政運営上の区分)を並存さ の中に都道府県単位と市町村単位の財政運 道府県単位の財政運営とし、当面は、国保 とも75歳以上の高齢者医療の財政運営は都 と市町村単位の財政運営の並存は経過的措 中間とりまとめでは、 ②「都道府県単位の運営主体 (具体的 ①(65歳以上も考えられるが)少なく ④広域化支援方針に基づく環境 (将来的に) 全年齢を対象に都 市町村国保につ

> 理、 が示された。 保健事業は市町村が行う、 営とする場合にお 窓口サービスや保険料の賦課・徴収、 ⑤市町村国保を都道府県単位の財政運 いても、被保険者資格管 といった方向性

は、 ろう。 が、 の観点から問題があるとの指摘も可能であ 差が復活することを放置しておくのは公正 料格差の復活を防ぐことにあるとするなら 政運営とする理由の一つが高齢者間の保険 ないか。さらに言えば、都道府県単位の財 るだけの下請け組織になってしまう恐れは が保険料を決定し、市町村はそれを徴収す 徴収の権限を与えられることとなっている するのが自然であろう。また、新制度案で 運営上の区分」ではなく「保険者」であると解 「都道府県単位の運営主体」は、単なる「財政 給付に要する費用の最終的な支払いをする のように実質的に保険料の根幹を決定し、 給付の実施とい の把握・管理、 実質的には「都道府県単位の運営主体」 市町村は形式的には国保保険料の賦課・ 被用者保険の高齢者間においてその格 保険者の基本的役割が被保険者 保険料の賦課・徴収、 った点にあるとすれば、 保険 2

には保険財政の安定化の必要と保険料負担が必ずしも明確ではない。中間とりまとめ に国保の都道府県単位化を図るのかの理由 そもそも、なぜ④のように全年齢を対象

> また、 絶対的な理由とはなりにくい。 ましいという結論も導き得るのであって、 都道府県単位ではなく市町村単位の方が望 するなど)公平の基準の採り方いかんでは、 Ŕ 害得失をよく比較検討する必要があろう。 まざまなものがあり得る。 は、都道府県単位化だけでなく、 前者の保険財政の安定化を図る手段として リスク構造調整の導入、基金の設置などさ の活用、調整交付金などの公費の見直し、 公平化が理由として掲げられているが、 (応能負担よりも応益負担を公平と評価 後者の保険料負担の公平化について 従って、 共同事業 その利

保険者間の財政調整の根拠と限界

充て、これら以外の分を各保険者が現役世者の保険料と公費を高齢者の医療給付費に 加入者数などに応じて費用負担を行う方法 充当される公費以外の分を各保険者がそ 制度などのように、高齢者の医療給付費に わば高齢者保険料先充て方式)、 代の加入者数などに応じて負担する方法(い \hat{p}' 整の仕組みとして、 在して加入することに対する保険者間の調 設けることが不可欠」と述べて、高齢者が偏 療費を国民全体で公平に分担する仕組みを 中間とりまとめは「引き続き、 ①後期高齢者医療制度のように、 引き続き検討としつつ ②老人保健 高齢者の医 高齢

(租税)で行うのが筋という話になるのではな 般的考え方からすれば、保険料ではなく公費 るとすると、それに基づく調整は、従来の一 で支える社会連帯」、すなわち国民連帯であ 域内連帯や職域間連帯ではなく)「国民全体 求めざるを得ないように思われるが、その連 国保の保険者との連帯に基づく支援に根拠を 拠を共同事業や受益者負担に求めることは難 わりされるわけでもないことから、調整の根 の高齢者への給付がほかの主体によって肩代 業が行われるわけではなく、 の両方をカバーする単一の仕組みでの給付事 齢者への医療給付について国保と被用者保険 が問われる必要があろう。新制度案では、 支援が認められるのかという財政調整の根拠 論じる前に、なぜ被用者保険から国保へ財政 すことになるが、こうした財政調整の方法を 保の保険者への財政支援という効果をもたら 齢世代への、また被用者保険の保険者から国 る。これらは、結果的には、現役世代から高 いか。少なくとも、 わば全加入者按分方式)などを挙げてい 中間とりまとめも認めるように、(職 結局のところ、被用者保険の保険者と 保険者の分立による自治・ また、各保険者 高

> 納得できるような精緻な理論構成が当局に求 められよう。

点であるが、両者が再区分され保険料の算定 があろう。この点は、 ϕ' ば、 険料先充て方式を採用するということになれ 険者間の財政調整方式として①の高齢者保 式が別々となれば再度問題になってくる。 後期高齢者医療制度では問題にならなかった 齢者が同じ広域連合(保険者)に加入していた 者との間で公平といえるかどうかについて が国保加入の高齢者と被用者保険加入の高齢 また、多少テクニカルな話ではあるが、 検証され、必要があれば調整される必要 先充てされる高齢者の保険料の額・水準 同一都道府県内の全高

5 考える上での留意点 今後の高齢者医療制度を

運営を目指すようである。 には全年齢を対象とした都道府県単位の保険 ないが、少なくとも国保については、将来的 とした「都道府県単位の運営主体」と市町村に よる国保の共同運営の仕組みへの疑問は尽き このように、被用者保険による支援を前提

県か広域連合か公法人かなど)の議論を分け を維持できるようになるか 保険財政は安定化するか、②財政は黒字基調 険者の規模の議論と保険の運営主体(都道府 しかし、そうであるのならば、 「都道府県単位の運営」により、 (①と②は別問題 まずは、 保 1

> (2) 体がそうした責任を担う根拠は何か、①保険 ⑦都道府県単位化により、 険者自治は確立されるか、⑦加入者の(社会) 険者の加入者の居住地域と加入者に医療サー 併したからといって黒字保険者にはならな と手続きで進めていくのか、 料の賦課方式と水準の統一をどのような基準 任)はどのように変化するのか、また、各主 に赤字が発生した場合の最終的な補てん責 に手を引くという選択肢は想定されていな なったとしても、 ろう。また、仮に都道府県単位の国保運営と 連帯は強まるか、といった点を総合的に検討 在地域との対応関係は、 ビスを提供する施設(病院、診療所など)の所 であって、赤字の小規模保険者がたくさん合 十分注意を払っていく必要がある。 町村が担う事務と責任(特に、医療保険財政 いことからすると、市町村サイドとしては、 した上で、最終的な決定がなされるべきであ い)、③保険者間の競争による保険運営効率 へのインセンティブは高まるか、④当該保 ゆる保険者機能は強化されるか、 市町村がその運営から完全 より明確になるか、 国・都道府県・市 といった点にも

討の中で、 とめられることを強く期待したい 多くが納得できるような最終報告書がとりま かにされ、医療保険関係者だけでなく国民の 高齢者医療制度改革会議における今後の検 本稿で述べたような疑問点が明ら

市町村国保の財政運営の都道府県単位化に関する論点

① 第一段階(平成25年度~)において、都道府県単位化の対象年齢を「65歳以上」とす

③ 全年齢を対象とした都道府県単位化への移行手順については、「期限を定めて全国ー

④ 都道府県単位化した場合の国保の運営について、「都道府県単位の運営主体」は都道 府県単位の標準(基準)保険料率の算定・会計の処理等の事務を担い、「市町村」は 保険料の賦課・徴収、資格管理、保健事業などの事務を担うが、給付事務はいずれが

律」か、「合意された都道府県から順次」か。期限を設定するとした場合、具体的な年限

② 若人部分の都道府県単位の財政運営に向けた環境整備をどのように進めていくか。

新たな高齢者医療制度と国保 課題

高知市長、 全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長

岡崎誠也

改革会議」が発足し、私も全国市長会国民健 民主党マニフェストを踏まえ、 加している。 康保険対策特別委員会委員長として会議に参 具体的な検討を行うため、「高齢者医療制度 期高齢者医療制度廃止後の新たな保険制度の 者医療制度については、三党連立政権合意や 平成25年の後

基本として進める方向性が示されている。 度の在り方の検討にあたって、 長妻厚生労働大臣(当時)からは、 以 下 新たな制 の 6 点を

かと考えている 都道府県国保への 新制度発足の4年後の、 域化につながる見直しを行う。 のにならないようにする、⑥市町村国保の広 齢者の保険料が急に増加したり、 ④市町村国保などの負担増に十分配慮、 年齢で区分するという問題を解消する制度、 移行時期になるのではな 平成29年度あたりが 不公平なも ⑤ 高 11

国民から多く の意見が寄せられた後期高齢

高齢者のための新たな制度を構築、 険としての一元的運用」の第一段階として、 後期高齢者医療制度は廃止、 ②「地域保 ③現行の

中間とりまとめの主な内容

はじめに

単位で行なう。 分による財政調整を行ない、運営は都道府県 被保険者は、 険料で賄う、 の方々は、 まとめは、 8月20日の第9回会議で確認された中間と 市町村国保に加入する。 などが主な内容である。 被用者保険に加入し、 ①被用者保険に加入資格のある ③高齢者の医療費の それ以外 1割は保 ②年齢区

深

特に、「新しい高齢者医療制度の次のステ

みたい。 踏まえ、 るため、 運営すべき」という委員の意見が大多数であ 題とされた。これまでの改革会議での議論も るにもかかわらず、全国知事会が反対してい 討課題とされており、 しかし、新しい都道府県単位の運営主体な 「都道府県が保険者として責任をも 運営にとって重要な各事項が、 特に責任を担うべき運営主体につい 問題点や課題について意見を述べて 中間とりまとめでは、今後の検討課 まだまだ道半ばであ 今後の検 って 7

は、

る。

中間とりまとめの課題・ 問題点

①国保の広域化と運営主体

化の方向性を国が示したことは、非常に意義 中間とりまとめの中で、 今後の国保の広域

が開かれたものと確信している。 制度体系としていく」方向性を確認したこと 都道府県単位化を図り、 プとして、 私たちの長年の要望実現に向けて一歩道 早期に全年齢を対象とした国保 簡素で分かりやす 0)

は、

ること」という意見が大半であり、 なわれているが、 る方向性を示すよう強く求めていきたい。 しっかりと全国一斉で新制度に移行す この移行の手順をめぐって議論が行 「移行時期を明示して実施す 厚生労働省

には、

要であるの 高齢者医療制度の決算などの結果を検証した 上で、都道府県単位へ移行するステップが必 個人的な考えとして、 で、 新制度の決算状況も踏まえ、 25年度以降の新し

⑥ 財政安定化のための方策をどうするか。 〈第一段階(平成25年度~)〉 〈現行制度〉

⑤ 第一段階における財政調整のあり方はどうあるべきか

るか、「75歳以上」とするか。

をどうするか。

担うべきか。

独立制度による

び道府県単位の財政運営

(運営主体: 広域連合)

市町村単位 の財政運営

国 保

伸びていくし、

ょ

_____ 都道府県単位の 財政運営 論点 4 5 6 75歳 65歳 都道府県単位 の財政運営 論点 環境整備 論点

国保

被用者保険

とされた。

全年齢を対象に 都道府県単位の 財政運営 論点 被用者保険 国 保

〈第二段階〉

(改革会議資料より)

の医療費は相当 ばならない重要 かであり、 支援していくの の負担をどう 課題である。 していかなけれ 形で分担 高齢者の方々 解決 Ļ 今

被用者保険

新制度は、 たいと考えている。 体制でスタートできるよう強く要望していき 題も多 都道府県がしっかり責任を持てる 知事会の今後の動向もあるが、

課

の世代が加わることにより、

更に医療

一方、

②国の財政支援強化は不可欠

新たな運営主体をどこにするかも重要なポイ

第一段階の新しい高齢者医療制度の

として市町村派遣職員の入れ替わり

ントである。

現在の広域連合では、

組織形態

が多く、

組みは、

現在検討されている新制度の財源構成の枠 高齢者の負担能力を考慮した応分の 担として、

ゃ 療給 今後の検討課題 現役世代の支援 料で賄う仕組み は高齢者の保険 としているが、 公費負担は、 付 費の1 割

課題は、 の方々の医療費 新制度の最大の 何と言っても 高齢者

若 皆保険制度を守り、 で調整する考えであるが、 費が増加していくことは明らかである。 い方々の保険料負担も近年の所得減少によ かなり厳しい状況になってきている。

あり ③保険者機能を誰が担うのか この点を今後の議論の中で確認していきたい のためには、 では恐らく5年もたないのではない 新たな制度の問題点として、 現在国では、今後毎年不足する財源を基金 最終の財政責任を国がしっかりと持つ、 国保財政の健全な運営が必要で 国保の継続的な発展維持 基金だけでの調整 誰が保険を担 か。 国民

のか、 乱するし、 は市町村が行うことでは、保険者は市町村な 財政責任だけ担って、資格管理や保険料賦課 中途半端で非常に分かりにくい。 うべき責任を持った保険者なのか、現案では このままでは、 都道府県なのか、不明確である。 被保険者の方々にとっても分かり 都道府県・市町村ともに混 都道府県は

にくい。 ④国保の抱える構造的な問題の解決 決してない 国保の構造的問題が解決するというも た次の一本化のステップへ進むべきである。 るだけ早 また国保制度は、 中途半端な制度は早急に改め、 ・時期に、 単に広域化を進めれば、 保険者の役割を明確に のでは でき

てきている。失業者の増加やリストラなどに 国保を取り巻く環境は、 て低所得の被保険者の方々が多数とな 年々厳しさを増し

も見極めながら、 「高齢者医療制度改革会議」での筆者(中央)

填や繰上充用を余儀なくされている保険者の 不安定な小規模保険者の存在、 保険料の地域格差など、 赤字のため一般会計からの赤字補 過疎や高齢化による財政基盤が 国保制度が抱 保険料の収納

よっては、 かという根本的な議論を避けて通ることはで える課題は実に多い 今回の高齢者医療制度の見直しの内容に 国保制度全般についてどうあるべき 現役世代にも大きく影響する内容

きない。 に維持継続していくか、今後の医療費の推移 社会保障制度としての国保制度をどのよう

国の公費負担の増額や被保 己負担金の在り 険者の保険料、 自

ければ、問題は解 題にメスを入れな 方など、全ての課 て 改革会議の場で 状を踏まえ、 制度の保険者で 決をしない。現行 ていきたいと考え 化と広域化に向 ある市町村の窮 いる。 た議論を深め 国保の安定 この

⑤残る多くの課題

ていること、

いる。 患者負担の割合など、重要な課題も残されて 述した運営主体や国の財政負担を含めた仕組 の在り方や収納率低下防止の施策、 みだけではなく、高齢者の保険料の軽減判定 中間とりまとめで先送りされた課題は、 高齢者の 前

革会議の中では一度も議論されていない。 年度に導入予定の新たな高齢者医療制度で、 たとマスコミで報道されたが、このことは改 ら段階的に2割負担に引き上げる方針を固め 70~74歳の負担を見直し、早ければ25年度か について、 医療機関の窓口で支払う患者の自己負担割合 そうした中10月2日、 現在は暫定的に1割となっている 厚生労働省は平成25

ŋ, で、 である。被保険者の所得水準が低下すること の在り方を探っていくべきである。 ても保険者にとっても非常に重要な問題であ いった声が強まる中、 この自己負担金の引き上げは高齢者にとっ 医療費の「自己負担額を支払えない」と 改革会議の中できちんと議論すべきこと バランスの取れた負担

地域保険の実現へ 将来的な都道府県単位の

ことによって、都道府県単位の地域保険を確 険はもたない。新しい高齢者医療制度の向こ たるものにしていかないと、今後の医療と保 今後の問題として、 国保の広域化を進める

> 健康と医療をしっかりと守る」ということが 終的には都道府県が保険者となって、 しながら議論を進めていかなければならない。 うには、都道府県を単位とする地域保険とい 一番ではないかと考えている。 一出口があると考えており、それをイメージ その際、地域保険という観点で言えば、「最 県民の

> > NOVEMBER 2010 市政

24

単位の地域保険の実現を見据え取り組むこと が大切である。 らの動向も注視しながら、 つ方向で国保制度を見直す動きもあり、 一部の知事の中にも、 都道府県が責任を持 最終的な都道府県 これ

まとめとして

守り、各地域の特色を生かした健康づくりを 積している。一方で、 発展維持が不可欠である。 進めるためにも国保制度の広域化と持続的な を放置することはできず、地域住民の健康を すます厳しさを増しており、このままの状態 広域化、地域保険の実現に向けて、 新しい高齢者医療制度の在り方や、 市町村国保の運営はま 課題は山 国保

をお願いし、まとめとさせていただく 取り組む決意を申し上げ、今後とものご支援 意見も伺いながら、 ころである。今後とも全国の皆さんの率直な 求していく責任の重さを日々痛感していると 員長として、より良い広域国保の在り方を探 全国市長会国民健康保険対策特別委員会委 制度の充実に向けさらに

新たな制度を目指す高齢者医療改革会議

後期高齢者医療広域連合の視点から ~分かりやすく安心で持続可能を目指して

多久市長(全国後期高齢者医療広域連合協議会会長) 横尾俊彦

題を整理してみた。 報われる制度であるべきと思いつつ発言し 礎となり、 ている。まずはここまでの動きと今後の課 際しては、 議会長として参加している。会議に臨むに この会議に全国後期高齢者医療広域連合協 目が残り、全体構築は年末まで議論する。 議)が中間とりまとめを行った。継続審議項 高齢者医療制度改革会議(以下、 持続可能で、現場職員の努力も 広く国民が納得でき、安心の基 改革会

そもそものスタ

案が有力となったが、 般の検討から、 医療保険制度が求められてきた。そして各 受診できることが重要で、その支えとなる 国民の長寿化の中、 まずここまでの歩みをふ 最終的には国がつくる法律に 運営主体は都道府県とする 高齢者が必要な医療を 平成17年のある日、 り返ってみる。

> である。 運営を担わせる方向となった。こうして立 ち上がったのが、後期高齢者医療広域連合 より、各都道府県に設ける広域連合に制度

陽にご苦労も多かったはずと推察する。 担うべきかを理解していた。だが、 置の経験がある自治体は、広域連合がどの めて広域連合を設置する自治体では、 ようなもので、 り広域連合を設置させる「下命」がなされた。 るものだが、これを国が活用し、市町村によ 本来は構成自治体の合意と協力で設置され 「広域連合」 平成12年介護保険導入の時に広域連合設 は法的には「自治体」である。 首長や行政がどんな役割を 全く初 陰に

立ち上げの苦労と混乱

「75歳での区分」が争点となった。年齢区分 度法案審議では大して話題にならなかった 立ち上がったものの、後期高齢者医療制

> 膨大な件数でひっきりなしに電話が鳴った。 対応を記録して 苦情の電話や問い合わせが殺到した。その 情が広がったのだ。そのため各広域連合に 対応は大変で、佐賀県の広域連合では電話 が差別的だとの指摘が報道にも上がり、 いたが、4月・5月はまさに

あった。 責任所在があい など、 「なぜ年齢で区分か」「なぜ保険料天引きか」 いた。広域連合が最善の努力を尽くしても、 その内容は制度の不備に関する指摘より 報道での指摘が苦情や不満となって ま いというような意見も

えた。 に追われた。システム検証不備が要因と ラブルも頻発し、その都度、 広域連合の実務では、 システムの 事務局は対応 バグト

らゆるトラブルを克服しつつ対処を続けた。 思えばこのころ、 しかし運営を担う広域連合はそれぞれあ 政府による一層の広報

市政 NOVEMBER 2010

うことも重要だった。 支える医療財政などを国民に理解してもら 少し落ち着いて高齢者医療の実情やそれを その理解が必ずしも冷静になされなかった。 医療が必要になるのは当然と指摘するが、 門家は、年齢を重ねると疾病率は上がり、 とを理解してもらう必要もあった。医療専 に年齢区別にはもともと何の他意もないこ それによる不安が増幅傾向だったのだ。特 充実も必要であった。理解不足からの不満、

全国協議会の始動

望に動いた。 て協議会発足となった。 その必要性を各広域連合に尋ね、 られた。そこで全国協議会設立を構想し、 望提案を行うことが重要であると痛感させ ワークし、 ものにするには全国の広域連合をネット て要望活動を実施した。だが、より有効な る。九州ブロックでも各県連合長がそろっ 府県ごとに、 間も全国の後期高齢者医療広域連合は都道 そんな混乱含みの状況もあったが、その 全国の声として政府へ的確に要 よりよい制度とするためであ 政府・厚生労働省への政策要 賛同を得

会議にあわせ全国の広域連合長が集まり設制度開始翌年の平成21年6月の全国市長 と政策要望提案を持参し、 立総会をした。会議後、協議会設立の報告 大臣からの開口一番は、設立への感 厚生労働大臣を

> としてさらなる制度改善を提案する協議を を必要とされていた。その後は、全国協議会 謝だった。国としても現場を踏まえた提案 継続し、 11月、6月に要望を重ねていった。

落ち着いている状況

7

が、 どで落ち着いている。当初段階の広報不足 での保険料軽減措置による負担感解消策な でも心情的に問題も残るようだが、これま で納入漏れがないと理解されている。それ である。かつては批判も多かった天引き、 営という課題への理解が定着してきたから かすことが重要である。 の反省や、 つまり「自動振込」についても利用者も便利 現状では後期高齢者医療制度は落ち着 いるといえる。 最も重要な、 丁寧な説明の重要性を今後に活 さまざまな議論はあった。齢者医療制度は落ち着い 安心できる制度設計と運

「急停車では脱線する」

党はその色が強かった。そして21年夏の総 が「廃止」「見直し」を掲げた。特に当時の野 療制度そのものが政策争点となった。各党 開始当初の世論反応により、後期高齢者医 選挙へと向かっていった。 しかし途中での環境の変化は激しかった。

それにシステム改修と対応に莫大な費用も しい制度をつくるとなると混乱も生じる。 落ち着き始めた制度を急激に廃止し、 新

> 行列車は急停車すると脱線の無理があるの 議員へ実情を説明した。現実認識に立って、 なると思えた。 が進み、現実を踏まえた政策公約に変更に ですね」とのコメントもあった。これで理解 政策化してほしいからだ。説明すると、「急 た。そこで民主党の政策関係国会

なった。 交代となり、 壁。そして総選挙に突入し、 正し難い」とのことだった。 て「制度廃止」を掲げ、「選挙協力もあり、 あった。選挙協力相手の党が主要公約とし それでも変更できない 制度見直しが始動することに まさに政治の 結果は政権 事情、 修

改革会議

からだ。 の整備、 正 「嫌悪感」の原因である差別的年齢区別の是 改革会議(以下、 医療制度を皆で支えて実現する必要がある 革も重要になる。自主的に健康管理を行 出された。これらの実現には国民の意識改 負担能力に応じた負担も必要などの意見が 回会議では現制度への不満も指摘された。 こうして平成21年11月に高齢者医療制度 分かり 将来財政見通しを踏まえた設計、 やすくて継続可能で安心な制度 改革会議)が始動した。

HPで確認できるので、 改革会議の主要論点と議論経過は厚労省 ご覧いただきたい。

「広域連合で」の論がある。また「財政が不「運営主体」で議論となり、「都道府県で」や る。主要論点事項は中間とりまとめでも10財政を抱え難い」という懸念があると思われ 項目として整理されている。 そらく「現状で赤字が多く、 安で先行き不透明」と知事会は渋い反応。お 都道府県単位の方向性が大勢を占めたが、 先々不安な国保

深層にある課題

のようだ。 今のところ知事会はPTで審議中とのこと とがあるが、 ると決意されてはどうかと意見を述べたこ 村の尽力を受けて都道府県も運営主体にな て支援し、 議論については、 の根本的論点も絡む。例えば、運営主体の 国はどこまで対応して財政支援するかなど 実はこの問題、 財政面は国も支援し、 まさにそこに関係する。だが 国民皆保険をどうするか、 窓口対応は市町村が担っ 国と市町

整備のための実務者協議が始まった。だが、

要な手術は「○○日後とか、

○カ月後にしか

都会でも必

も不足してきているといわれ、

できない」となるかもしれないのだ。

それを受け、改革会議のもとにシステム

討」が多いとの印象は否めない。今後が重に至らないため、全体的には「引き続き検 それらもあり、 中間とりまとめでは結論

である。膨大な数の住民を対象とするだけ さらに重要なのが、現場・ 確実なシステム構築と整備が必須だ。 には多大な資金を要する。 トラブルなき運営を実現すること 実務者の衆知 制度を国で

> に、 同趣旨の課題提起の発言をしてきた。 ジュール確立も欠かせない。 備には充分な設計や検証が不可欠で、その も身勝手と言わざるを得ない。システム完 につくり直し、その作業や実務も大変なの 負担すべきである。そうでなければ、定着決め、国で変更するなら、経費全額を国が ならびに同委員である岡崎高知市長からも ても要望書を出し、さらに改革会議では私 のことについては広域連合全国協議会とし の域に至っていないので、心配が残る。こ 作業時間も考慮した新制度スター しつつある制度をわざわざ止めて、 経費まで地方自治体負担ではあまりに しかしまだそ トのスケ 新た 定着

> > 人も周囲の者もつらい時間を持つことにな

る。健康でありたいという希望は誰もが

いている。その延長に長寿があり、

高齢者

抱

広域自治体でもあるから、 都道府県民の健康と医療の施策を推進する ださないのが都道府県という状況で、 協議が重要である。ここにもなかなか乗り 都道府県の参加がまだと聞き、残念に思う。 て残念に感じる。保健所機能も担い、 さらに新制度全体の在り方検討にも実務 前向きな対処を期待したい。 都道府県民のた 重ね 広く

これらも含め、 今後の現実的な論議が重要である。 中間とりまとめの内容に

つ

国民の健康と医療をどう守るか

高齢者医療は単に高齢の国民に対する医

そ没頭もできるが、体調がすぐれないと本 だ。勉学も仕事も余暇も、健康であればこ ないか。「誰もがいずれ通る道」の事なのだ。 日本として皆保険制度の新創造が肝心では 療にとどまらない。長寿社会となった現代 人生のすべての局面で健康は極めて重要

科の医師不足は広く知られているが、 医療がある。 題である。医師確保問題では、産科や小児 にある。医師不足や救急医療対応などの課 医療については、 地域医療の問題が全国 外科

かという最も重要なテーマに関連する。 はずだ。それは人生をどのように生き抜く せる状態の確保は公私にわたり重要になる その人のペー には医師や保健師から診察や助言を受け、 対策も必要となる。寝たきりにならず、 が必要だ。最新の先端医療技術を活かした 長寿社会での健康維持の在り方にも注目 スで健康に長寿を重ねて過ご 時

今後の審議にさらに尽力してまいりたい。 そのような奥深いものも念頭におきつつ

4	+	次公	١	1
媭	考	負	7	۲.

高齢者医療制度改革の検討に当たっての基本的な考え方

(平成 21 年 11 月 30 日 第 1 回高齢者医療制度改革会議資料より作成)

新たな制度のあり方の検討に当たっては、以下を基本として進める

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する
- ② マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する
- ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
- ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
- ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う

高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)

10 のポイント

(厚生労働省資料より作成)

I 高齢者の方々の視点からの改革

1. 年齢で保険証が変わることはなくなります

- ■現行の後期高齢者医療制度は廃止し、
- ●新たに加入する制度では年齢で区分しません。
- ●サラリーマンである高齢者や被扶養者は被用者保険に、それ以外の方は国保に、現役世代と同じように加入します。
- ●これにより、年齢で保険証が変わることはなくなり、世帯によっては、保険料や自己負担も軽減されます。

2. 新制度に移る際、保険料のアップはできるだけ生じないようにします

- ●国保に移る方の保険料は、75歳以上は、現行の負担割合(約1割)とし、原則として、同じ都道府県であれば、同じ保険料となる仕組みを維持します。
- ●被用者保険に移る被扶養者の方は、保険料を納める必要がなくなります。

3. 高齢者の保険料の伸びが現役世代の保険料の伸びを上回らないことを基本とします

■高齢者の保険料の伸びが現役世代の伸びを上回らないよう 抑制する仕組みを設けます。

4. 窓口負担は適切な負担にとどめます

- ●今後、高齢者の医療費は増加しますが、
- ●高齢者の窓口負担は、適切な負担にとどめます。

5. 年金天引きを強制しません

- ■国保に移る高齢者の保険料は、同一世帯の他の現役世代の 保険料と合わせて、世帯主が納めます。
- ●これにより、世帯主ではない高齢者の方は、保険料を納める 義務がなくなり、年金からの天引きもなくなります。
- ●また、高齢者世帯で希望される方は、引き続き、年金からの 天引きもできます。

Ⅱ 現役世代の視点からの改革

6. 公平で納得のいく支え合いの仕組みにします

- ●高齢者の約8割は国保に加入するため、国保の負担が重くならないよう、公平で納得のいく被用者保険との財政調整を行います。
- ●その際、財政力の弱い健保組合等の被用者の負担を軽減で きるよう、被用者保険からの支援は負担能力に応じた分担 方法への見直しを検討します。

7. 大幅な負担増が生じないようにします

●新制度への移行により、市町村国保・協会けんぽ・健保組合・共済組合等の負担が大幅に増加することのないようにします。

Ⅲ 保険運営の安定化を図る視点からの改革

8. 国保の広域化を実現します

- ●国保については、まず高齢者医療に関し都道府県単位の財政運営とし、保険料負担の格差の解消と安定的な運営を図ります。
- ●現役世代についても、環境整備を進めた上で都道府県単位の財政運営にし、国民皆保険の基盤である国保を守ります。

9. 公費を適切に投入します

●高齢者や現役世代の保険料負担の増加を抑制し、制度の安定的な運営を図るため、加入する制度を問わず、75歳以上の高齢者の医療費に対して公費を投入します。また、今後の高齢化の進行等に応じた公費のあり方を検討します。

10. 保険者機能が十分に発揮できるようにします

- ●保険料徴収や健康づくり等の保健事業などの面で保険者機能が最大限発揮されるよう「都道府県単位の運営主体」と「市町村」の分担・責任を明確にした上で、国保を地域の総合力により共同運営する仕組みにします。
- ●サラリーマンである高齢者の方や被扶養者は被用者保険に加入することにより、保健事業などの面で健保組合の保険者機能がより発揮できるようにします。

NOVEMBER 2010 市政

個性豊かな各地域 全国3番目の面積と

性が響き合うまちず

と産業が響き合い

約9万人)。 番目に広い面積を持つ都市となった(人口は 県高山市、静岡県浜松市に次いで全国でも3 栃木県の約4分の1を占めるとともに、 誕生した新・日光市の総面積は約1450㎞。 足尾町、栗山村の2市2町1村による合併で 平成18年3月に旧日光市、 今市市、 藤原町 岐阜

に世界遺産登録を目指す「旧足尾銅山施設」な 長い並木道として登録された「日光杉並木街 史跡の二重指定を受けギネスブックに世界一 界遺産に登録された「日光の社寺」、ラムサ 園の指定地域でもある広大な市域内には、 ル条約登録湿地「奥日光の湿原」がある。 本でただ一つ、 全体の約8%が森林、約5%が日光国立公 わが国が世界に誇り得る雄大な自然およ 日本の近代化を支えた産業遺産を要件 特別天然記念物と国の特別 また 世

> 関東以北最高峰・白根山頂の2578m)。 面積の広さだけではない。

> > .

景観や歴史的・文化的遺産と共に、 などの質量共に優れた温泉地帯を形成。自然 山岳地域は那須火山帯に属し、 大きな魅力となっている。 ・川俣、奥鬼怒、奥日光湯元・中禅寺 120万人もの観光客を引きつける 鬼怒川、

に暮らす人々の生活文化にも多様な個性をも 件の多様性を生み出します。 たらし、日光市に独自の地域資源を構築して きました」 そう語るのは斎藤文夫日光市長である。

日光市といえば従来は国際観光都市とし 実 化に富んだ地形が特徴的だ(市域の最高点は から2000m近くにまでわたるという、変 市街地および集落の位置する標高が200m び歴史的・文化的遺産が豊富にそろっている。

した地形の多様性は、 当然、

市域に点在する

また日光国立公園に指定されている北部の そして、 日光市に その地 気象条 川治、 ての なった。 れるまちに 性が感じら まざまな個 現在、それ以外にもさ強かったが、合併を経た

メージが非常に

の3分の2の人口を擁するとともに都市的集 世界遺産のまち・日光地域に加えて「市域



まった。 地区でもある今市地域とすることで順当に決 てている。 市役所本庁舎も旧今市市の庁舎を充 同時に市名を世界的な知名度を持

がなされた感がある。 市がうまくすみ分ける形で、 も都市的性格が大きく違う旧日光市・旧今市 心点をどこに置くかが論点になりがちなこと 合併事例は非常に少ない。 平成の大合併においては、 その大きな理由の一つとしてある。 日光市の場合には、 隣接していながら 合併後に新市の中 絶妙な位置付け 2市以上を含む しか

市の発展を見据えた場合にも、 光地域の現在の位置付けは、 かっていただけなかった (笑)。 かってくださいました。 代に今市市の紹介をするとき、 2期目に入っているわけですが、 で新・日光市の市長に就任しました。現在 できる形に落ち着いていると思います」(斎藤 方を訪問した際などには『日光の隣町です』と れば杉並木のあるまちといえば、 長を2期務めさせていただき、2期目の途中 「私自身は旧今市市の職員を経て、 方をしないと、 皆さん、 しかし、 今後の新・日光 関東地区であ 全地域が納得 今市地域と日 今市市長時 たいてい なかなか分 遠方の地 今市市 分



市街地は、標高400m前後の平坦地に広が

周辺地域との交通の便が良く

人口最多

ようだ。しかし、

最終的に新・

日光市の中心

重要なテ

・マとして挙がったこともある

日光地域に置くべきか今市地域に置くべきか

合併に至る論議の過程では、市の中心部を

性を持つ地域の集合体となったのだ。

日光市は一言では表現しきれない、多様な個

魅力の栗山地域」(斎藤市長)など、

合併後の

家の落人伝説があるほどに静ひつな雰囲気が

山として日本の近代化を支えた足尾地域、

平

つ日光市とすることも、

すんなり決まった。

指の温泉を持つ藤原地域、

かつて日本一の銅

が多い今市地域、鬼怒川や川治など日本屈

環境が世界的な人気を呼び、 建設するとともに、奥日光全域の優れた自然 各国大使などを中心に外国人が別荘を次々 加えて近代以降は、 中禅寺湖畔に在日本 国際観光都市と

たのは周知の通りだ。

に宗教都市・山岳都市として繁栄を続けてき

ことにより、

その門前町となった。

以来、

新たな創造がもたらすもの 日光ブランドの

日光地域の歴史は8世紀後半、 下野の僧

> 岳信 仰 世界中の観光客でにぎわう世界遺産「日光の社寺」(日光地域)

輪

NOVEMBER 2010 市政

日光市長

(栃木県)

山村から豊富な物資が集まり「市」を形成する 宿場町のにぎわいを目当てに、近在の農村や て急速に発展した歴史を持つ。 幣使街道、会津西街道が合流する宿場町とし に日光参詣のために整備された日光街道、 宝であり、天然のブランド 日光地域の特性は、まさに日本および世界の こうした際立った二面性が独特の た。「非常に伝統的で、 ようになったことから生まれた。 して大きくクローズアップされるようになっ ちなみに今市地域は、 なおかつハイカラ」。 日光東照宮の造営後 力を備えている。 今市の地名は)輝きを放 例

藤原地域も同様に、まずは会津西街道の宿

藤市長)



日本を代表する温泉街・鬼怒川温泉(藤原地域)

光だい 育成・支援などを図ろうとしている。 伝統産業を含めた地域産業の中核的な人材の 観・商工の連携推進、産・学・官の連携推進、 る。 光ブランド情報発信センター めて販売するとともに、観光・商工物産品・ て管理された日光ブランド農産物を一堂に集 日光市では現在、 ベントなどの情報を発信する交流施設「日 た同事業を皮切りに、 や川公園内に建設する計画を進めて 厳正な生産基準・品質基準によっ 成23年4月 日光市では農 (仮称)」を、 パのオー プン 日

しながら、

う地名をイメージ核と

かる。

さらに日光とい

る、

にも新たな光を当て

た商品 つまり、 創造・育成事業は、単に日光ブランドを冠 す の創出のみを目指すのではない。 日光市が進めつつある日光ブラン べての産業を振興させ、 伝統産業 人

残念ながら暫定一覧表の記載には至らなかっ 業化と公害対策の起点-提案事業に、「足尾銅山 化庁が公募する世界遺産暫定一覧表追加記載 の合併後に急速に進展。平成19年9月には文 旧足尾町時代から始まっていたが、 たという経緯がある トで栃木県と共同提案書を提出 足尾銅山の世界遺産登録を目指す活動は、 と題するコンセプ したものの、

明治17年に開設された本山製錬所(足尾地域)

現在、 ており、 独自の個性を形成してきたわけです。 力を背景に、それぞれの特性を伸ばす形で、 まれた『日光ブランド』を歴史的に発信し続け 関連性を持ちながら発展してきたといえるで そうしたひとつながりの歴史の中で、 怒川温泉や川治温泉が相次いで発見されたこ 「つまり日光地域、今市地域、 日光市の名の下に一体となったのは、 日光地域はその特殊な成り立ちに育 今市地域や藤原地域はそのブランド 湯治場としても発展するに至った。 藤原地域は、 それが 深い

あった。 そば・ 争を生き抜くには、そうした天然の素朴なブ 工した伝統的な漬物産業にもつながっている。 どの製造と不可分であり、 日光で生産されていることによる付加価値が 例えば豊かな森林資源から生まれた日光彫り てきた、天然の強力なブランド力がついた。 の例にもれない 通の重要なテー しかし、 日光という地名には既に歴史的に培われ 清らかで豊富な水から生まれた「ゆば・ 酒」などは、その品質の良さとともに、 力に頼るだけでは十分ではない。 が、これまで述べてきたよう マとなっている。 日光市もそ

> 高めるための事業を展開し始めたゆえんだ。 とった「日光ブランド」を創造し、その評価を

ンに基づき、

めて厳正

な基準にの

月に策定された日光市産業振興ビジョ さらに酒の醸造技術は味噌や醤油な 現代のし烈な経済競争や地域間競 豊かな農産物を加 平成

場町として江戸時代初期に開けた。その後、鬼 歴史的な必然ともいえるように思います」(斎 地域ブランドの構築と活用は現在、 全国共

つ 伝統ある彫刻屋台と花屋台など10台の屋台が競演する屋台まつり(今市地域)

品として創造し、育てることに加え、 の下に高い付加価値を持つ日光ブランド に活用するだけでなく、 企業進出も進みつつあるとい の日光市には、豊かな自然環境と良質で豊富 に生まれてきた伝統産業とはまた別に、近年 よって伝統産業にも新たな光が当てられるよ も少なくありません。それらの地域資源を単 な水資源を背景に、 「これまで歴史的な流れの中で自然発生的 になることを目指しています」(斎藤市長) 合併した地域には優れた農産物の生産地 食品製造業などの新たな 厳しい品質管理基準 う流れがあり それに · の 商 ま





は2件、また国および県の有形文化財には1動の本格開始後に国指定史跡に指定されたのとしての価値は高まるばかりだ(遺産登録活 跡に指定されるなど、足尾銅山跡の文化遺産 銅山跡の「通洞坑、宇都野火薬庫跡」が国 しかし、 その直後の平成20年3月には足尾

の史

なるなど、 た銅山経営企業側の社内文書の調査も可 たことなどから詳細な調査が難しい面もあ の一つとして、 界遺産登録活動による注目度の高まりの効果 のまちづくりにも大きな波及効果が見込まれ する大きな契機であり、 る」と、 指す活動は、 斎藤市長も「足尾銅山跡の世界遺産登録を 大きな期待を持っている。 足尾銅山の歴史的な価値を改め 足尾地域の地域づく かつて大きな鉱毒被害を出 同時に日光市全体の地域づくりを推進 さらに世 能に 9

足尾銅山を世界遺産に

築していこうとする、

大きな「仕組み」ともいえる。

新・日光市の歴史を構

各地域の協働で

に一体感を醸成しつ 自性で響き合い、

ることもできた。 般非公開の施設を含めた旧足尾銅山を訪問す 金属株式会社足尾事業所のご配慮により、 習課世界遺産登録推進室のご協力と古河機械 今回の取材では、日光市教育委員会生涯学

件ずつ指定されている)。

日本の近代化・産 日光市へ





国指定史跡・通洞坑「足尾銅山観光」にはトロッコ列車で入坑(足 尾地域)

38

検証するのに不可欠な条件がほぼ整

9

とって、

理念を市政経営の柱としてきた斎藤市長に 皆さまに仕えることが私の仕事」という基本

わけ大きな意味を持つものだ

日光市初代市長に就任した折から、

基本条例」の策定は、

平

成18年に新 一貫して

「まちづくりの主役は市民(あなた)」「市民の

たといえる。

周しようと思えば30

0

畑は走行しなけ

また職員の人事交流も順調に進み、

綿密に

採鉱技術を支えた宇都野火薬庫跡(国指定史跡・足尾地域)

える。

長は強調する。 な地域づくり 足尾地域のNPOおよび市民団体による新た O「この活動を契機に醸成されつつある、 ある意味でそれ以上に素晴 への機運の盛り上がり」だと市 ら

う点にもある。 口 深刻な環境破壊からの復活を果たしてきたプ るということと同時に、 業としての構造がそっく の提案コンセプトで分かるように、近代以降 足尾銅山の文化的価値は、 セスが、 日本の殖産興業政策を支え続けた近代化産 現在進行形で続けられているとい その過程で発生した り形態保全されてい 世界遺産登録へ

特に昭和48年の閉山後も、 国や県などに

だった。

つつある。 提出したことで、全市的な関心へとつながり 界遺産暫定一覧表追加記載の提案書を正式に ともなっている。またその機運は日光市が世

り組み続けることにあるといえるだろう。 れ以上に大切なのは、地域を挙げてそれに取 産へ登録されるに越したことはない。 化効果と同じ仕組みを持っていることに気づ 事業の持つ、 もちろん足尾銅山が、

同時に、 味を持つものだと強く印象付けられた。 することは、 じた。そしてこれを世界遺産として維持保全 の記憶がそこかしこに刻印されているのを感 文明の進化を支えるテクノロジー 実際に訪ねてみた足尾銅山の跡地からは、 もろ刃の剣ともなりかねない危うさ 人類にとって確かに普遍的な意 の力強さと

木を植えよう」という目標を達成するまでに 1万3000人)。「足尾の山に100万本の樹木は計5万5400本(延べ参加者数約 組織した「足尾に緑を育てる会」の 続けてきたのは、 周辺の緑を復活させるべく懸命 よる計画的な植林活動の一方で、 同会が発足後15年間で植えてきた 平成8年に地域住民 の活動 会員たち 松木地区 が を

活動を通じて培われた地域づくり は気の遠くなるような時間と労力が必要だ。 合併後の足尾地域の発展の大きな原動力 市長の言葉にもあるように、 への機運 この

この活動のプロセスは、 人を育て地域を振興させる活性 いつの日か世界遺 日光ブランド創造 だがそ

合併後5年の現況と将来への展望

ともに、 無理のない一体感の雰囲気だ。 岐にわたる。 各種コンサ 進を目指すイベント、 尾銅山発見4 れに特徴的な個性を持つわがまちを愛すると ちた内容から改めて感じられるのは、それぞ 元産品を楽しむイベント、Uターン事業の促 にぎわいづくり事業」が展開されている。 「個性ある地域振興事業・合併5周年記念 日光市では今年 日光市の名の下に醸成されつつある その多様さや「手づくり 00年記念のPRイベント、 桜の苗木の植栽事業など多 度いっぱ 子育て支援イベン 1, 各地域を舞 が感」に満 地 足

広大な市域に点在する個性的な各地域 0)



ボランティア活動が盛んな日光市(シルバー人材センターの清掃活動)

を、職員たちは今日も縦横に飛び回っている。 にわたって輝き続けるために不可欠な総合計 ればならないと さらに現在、 日光市の今後50年、 いう広大で変化に富んだ市域 00年

つつある。 性化事業は少しずつ、だが着実に成果を挙げ 印に多角的に取り組まれている地域振興・活 をご紹介してきたように、 課題は多い。 ほかの都市と同様、 しかし、 これまでそのごく一端 日光市にも克服すべ 日光ブランドを旗

はずです」(斎藤市長)

資源循環型社会の形成を担う日光市クリーンセンター(今市地域)

にも取り組み始めたところだ。

画後期基本計画 (平成24年度から実行) の策定

がら、 足尾の銅山としての鉱脈の資質もさることな にも少なからず影響があったかもしれない。 れば銅の生産量は大きく減り、 ていたのも渡良瀬川や鬼怒川の支流である大 た足尾銅山 形成している。 されるが、 れる河川は渡良瀬川水系と鬼怒川水系に大別 素の一つに「豊富な水」がある。 に当たって、 また、 また水質に優れ、数多くの美しい景観を の豊富な水量を活用した水力発電だった。 これらの豊かな水量がすぐ近くになけ 今後日光市の地域活性化を推進する そこから派生する支流は非常に多 の稼働力を、 その有効な活用が期待される要 例えば、 さらに根底から支え 日本の近代化を支え 日本の近代化 日光市内を流

例などを着々と策定し、

推進してきた。

中でも平成20年4月に施行した「日光市ま

行財政計画、

総合計画、

男女共同参画推進条

日光市では果断な

その命題達成に

最大の効果を挙げるため、 た財源を有効活用しながら、 は、

「早期の一体感醸成」と「均衡ある振興・

日光市の大きな命題だった。

限られ

発展」

そば・ゆばなどの名産品も水質に優れた豊富 企業進出も、豊かな水量があれ な水のたまものである 前述した日光市への近年の食品製造産業の

> ます。 とする交流事業の活性化をもたらし、 の循環を健全に保つことが、 の仕組みづくりが必要です。 ためには、 そ成り立っていますが、 「日光市環境基本計画は、 利用などを通した経済効果にもつながる 市域の87%を占める森林や多彩な自然 マを『保全と賢明なる利用』と定めて 健全な水循環が保たれているからこ より循環をスムーズに進めるため この循環を継承する そしてこの資源 環境に関する最 観光をはじ エネ \otimes

性豊か 成しつつある日光市の現状を目の当たりにし みと、うり二つだ。 水資源の循環の仕組みは、都市経営の仕組 そのような思いを抱いた。 な各地域が響き合いながら一 広大な市域の中で、 体感を醸 個

隆



平家落人伝説の里・湯西川で昭和60年から実施されている平家大祭 (栗山地域)

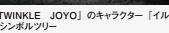
市政 NOVEMBER 2010

自分おこしで まちおこ

はしもとあまま 城陽市長(京都府) **橋本昭男**

Akio Hashimoto

夜に行われる会議や会合も多く、 た。日中はもちろん公務がありますし、 動かすことは苦ではありませんが、 度の禁煙を試みたことはありますが、 バコとの も歩く時間を捻出することが困難でし もう1つは「1日1万歩を歩く」。 れも完全にはやめきれずにおりました。 もともとヘビースモー 早起きには慣れていたこともあり 今回は半年が経過しましたが、 長年趣味としての畑仕事が好 縁は切れたままです キングに使うことに カーであり、 自然と 何よ



思いは誰にも負けないと自負しています。 たい、活気あふれるまちにしたいという 迎えています。市長という立場だけでな 市長に当選してから、ちょうど10年目を 城陽市役所と奉職、平成13年に退職して 城陽自分おこし事業 と声をかけてくださいます。みなさん方 新入りの私にも、「おはようございます」 た。顔見知りになっておられる方も多く、 など、意外と人通りが多いのに驚きまし じくウオーキングや犬の散歩をされる方 グを始めてみると、 持ちであり、 からすぐ仲間入りです。 も健康志向な方ばかり、 ずれの市長さんも同じような思いをお 私は城陽で生まれ育ち、 ふるさと城陽をもっとよいまちにし 早朝であっても、 目的は同じです 城陽町役場

されていることかと思います。 ちおこし」にはあの手この手の取り組みを 地域の活性化、いわゆる「ま

早朝ウオーキングは容易に毎日の習慣と

地元事業者、行政の協働での「まちおこ 近では、ご当地キャラクター ントを企画して成功を収めている自治体 地域の特産品や文化遺産のPR、 「まちおこし」といってまず浮かぶのは、 もちろん城陽市でも、 や奇抜なイベ また最

なりました。夜明けとともに起きだして 1時間ほどかけて歩きます。 ウオ 丰

陽市総合運動公園を40万球のイルミネ けたブランド化が進められていますし、 地場産業である金銀糸を「燦彩糸」と名づ し」が盛んに行われています。 最近では、 平成 21 年の「TWINKLE JOYO」オープニングセレモニー

力づけられるものがあります。 民間との協働で行うことが当然となって さらに私は、市のPRやイベントの開 近年の市政運営は、 知恵をしぼった「まちおこし」には、 行政だけでなく、 は昨年で8回目を数え、市の内外から10万

人が訪れる大イベントになりました。

ションで飾る「TWINKLE

J O Y O

催といったことではなく、 もっと城陽市

「TWINKLE JOYO」のキャラクター『イルミン』

庁内の各部署から集まったプロジェ 「城陽自分おこし事業」出動式での筆者

活用してほしいと願っています。

て私自身も宣言しない訳にはまいりませ 当然のことながら、事業の発案者とし

市役所の職員からも宣言を受け付けてお て明確になり、それを実現するきっかけ 持たれている目標が、宣言することによっ はホームページでも公開していますので、 に活動する」などさまざまです。宣言内容 成功」「介護福祉士を目指す」「地域のため た。宣言の内容は「日本一周」「ダイエット 8月末までに329件の宣言がありまし 民ニーズをつかむ機会にもなっています。 意見を拾い上げることができ、隠れた市 員でなく俵隊長が訪ねることで、幅広い をお願いしているところです。市役所の職 おり、俵隊長が市内を走り回って、宣言 ていただく「自分おこし宣言」を募集して 俵太の名でタレントとして活躍されて ぜひご覧ください。みなさんが心の中に うやって進めていくか知恵を絞ってい んに「城陽自分おこし隊長」に就任してい 自分の仕事を見直すチャンスとして 現在は、自分の目標を宣言し この前例のない事業をど 以前は越前屋 もちろん、 せんか。 忙しく過ごしてきましたので、 おりますので、 けます。インター 限りません。どなたでも宣言していただ 気で長生き」といたしました。 時間も楽しんでいきたいとの思いから「元 と、やはりつらいものがあります。また、 気概はありますが、 んな困難な事業でも粉骨砕身で取り組む 康が第一であると思っておりましたし、 る」にいたしました。今までも、 直して、先にご紹介した「元気で長生きす ピンころり」にするつもりでしたが、思 ん。私の自分おこし宣言は、最初は「ピ ・ネット・ 体がついていきません 家族との 人生は健

年度に新設した「自分おこし推進係」を中 性化し「まちおこし」となるものです。 身が元気になり、そのことによって周り

んばり「自分おこし」をすることで自分自

た方です。

の人々を元気にさせ、

ひいてはまちが活

を形作る一人一人が元気になることでま

クトチームが、

ちを活性化できないかと考えていました。

本年4月に立ち上

す。事業では城陽出身の書家

げたのが「城陽自分おこし事業」です。

この事業には決まった形式も方法もあ

ただきました。

俵隊長は、

市民が自分の目標のためにが

「自分おこし宣言」は市民の方だけには みなさんも宣言してみま からも受付して



となるよう期待しています。

市民に「自分おこし」のインタビューをする俵越山隊長

という宣言をしました。その具体策とし

私は今年の4月に「元気で長生きする」

て考えたのが「禁煙」と「1日1万歩を歩

く」の2つです。

元気で長生き

42

Risk Management

にあるといわれます。そのためには、

平常時

して議せず、

議して決せず、決してこれを

則公表と原則公表しないとでは現実の処理 とする発想は持つべきではありません。

と記憶していますが、「日本の会議とは、

会

行わない。これが日本の会議である。ただ

し日本の会議はこの「怪議」である」このよ

についてのマネジメントが欠落している傾向

そして危機が発生する前の予防、

抑制

は意味をなしません。

たしか森鷗外の言葉

策に数週間を要するようでは危機に対して ることです。不祥事対応に際し、決定、 な意思決定をし、具体的な対応策を実施す しているのかという批判を受ける前に迅速

対

日、不祥事等が発生した場合はすべて公表

いる事例は数多く見られるところです。今

れてしまいマスコミや世間から糾弾されて

内部告発の是非は別としても、

いずれはば

体の仕事は多くの職員で対応しているため、

であればこれで済ましてしまおうとする考

今日においては通用しません。

自治

し一部だけ開示し、これで沈静化するよう

から糾弾されることを恐れ幹部職員が相談

べて開示すると市民、議会、マスコミなど

ればなりません。不祥事の情報をす

情報を小出しにすることは避

ものの全庁的レベルでの組織的対応に欠けて ス・レスポンス)マニュアルを整備している からの現場を中心とした危機対応(クライシ ている団体においても、緊急事態が発生して 危機の対処および拡大防止に当たらなければ 的な行動を取るかを国民に示し、協力を得て がいかなる指揮者の下に迅速、的確かつ有機

策にウルトラCなどはありません。基本に

ソドックスな対応を図ることに

数十倍のリアクションが起きます。

その対

などの対応をすれば、起こしたことの数倍、 に転嫁させる④トップが雲隠れしてしまう す②虚偽報告をする③責任を部下

・や第三者

たことにどう対応したかです。①事実を隠

さらに言えば、

危機管理の組織体制を整え

尽きます。 沿ったオー

第一は、

市民から自治体は何を

害が発生したときは、国、

自治体、関係機関

や思いつきでは効果的な対処はできせん。ま

してや阪神・淡路大震災のような大規模な災

とです。これが危機に対しての対応能力を高 き、それを基にしてシミュレーションするこ

になってしまいます。

また、末端組織に行く

んで行われるものです。

その場その場の処理

そこで、危機管理は必ず具体的な手順を踏

る事件・事故の処理方法が大きく誤ったもの 当たらなければ、現在および将来に起こり得 のではないかという意識を常に持って事態に る要因が潜在的あるいは内在的に有している

危機管理の具体的手順

などを研修会などで習得し、 書やビデオでチェックし、

特に過去に発生した事例、

類似事件を図

また研究発表事例 ストックしてお

常に遭遇することはありません。それを補う す。しかし、管理者であっても不祥事などに

「擬似経験」を数多く体験することで

高めるには、

何よりも経験がものをいいま

れを見逃しかねません。不祥事の大小は別と りやすく、危機の兆しが顕在化していてもそ

しても継続的に発生しているようであれば、

制度上の中に不祥事などを誘発させ

時の対応においての効果は顕著に現れるも

あれば憂いなし」で、

危機管理の対処や収束

ではその差は天と地ほどといわれます。「備え 心掛けているところと、そうでないところと とが必要になります。危機の可能性の察知を ごろから幅広い分野の情報を収集しておくこ の情報感度を高めるとともに、

組織として日

で対応し、不祥事を起こした職員のみを処分

報の共有化が必要となります。

いずれにしても、

国、自治体、会社などの

応は十分な結果は得られません。ここでも情

の末端部分まで熟知させなければ危機管理対

のみが知っていても意味をなしません。現場

ります。従って、

危機管理の問題を幹部職員

え、何を行えばいいかが重要なポイントとな

しているのであれば、対処療法的な解決にな

組織、個人を問わず、危機管理を日ごろから

あるいは偶発的に生じたものという認識だけ

自治体で起きた職員の不祥事を個人的問題

可能性が高まります。そのためには、

担当者

いほど問題を拡大させないうちに解決できる

危機の可能性の察知は、早ければ早

不祥事の解決はない対処療法的手法では

から何を読み取るかが管理者にとって鍵にな 生直後の断片的な情報をいかに収集し、そこ

事態発生時に緊急対策本部を設置する基準を から危機管理担当部門の組織を常設し、緊急

あらかじめ決めておかなければなりません。

危機管理担当部門の責任者の重要な 多くの危機を経験していることで

危機に対して的確な判断や明確な指示をする

るような配置をしなくては、

現実に発生した

す。そのためには、定期的な人事異動で配置

一定期間の経験が蓄積され

着服があった場合、発表を急ぐあまり、 握しなくてはなりません。例えば、公金の ならないものとして、事実関係は正確に把 り得ないものです。ただし留意しなくては うな会議では危機に際して有効な手段をと

着服した金額や加担し

後日事実の訂正をし

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業 1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課

長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務

部次長、議会事務局長、教育次長。2007年から市町村

職員中央研修所(市町村アカデミー)客員教授(「行政訴

訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債 権管理」)。その他、自治大学校、全国市町村国際文化研 修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著

書に『実務住民訴訟』『自治体職員が知っておきたい危機

管理術』『Q&A議会人のための危機管理』『自治体職員が

知っておきたい債権管理術」などがある。

市政 NOVEMBER 2010

ことは望めないものとなります。

危機が発生した際の対応

したことで住民から非難されることはもち

もプラスとなり

それには、

徹底した

ら積極的な情報を提供することが戦略的に

市民から情報を求められる前に、 市民の信頼を失うことになります。

自治体か

大塚康男(おおつかやすお)

筆者プロフィール

なくてはならないようでは本末転倒です

た職員に誤りがあり、 実確認をラフにし、

それ以上に非難されるのは、

自治体や企業にとって事件・事故を起こ

リスクマネジメント

擬似経験の取得

危機に際して、

事前あるいは危機などの発

は「知識」よりも「意識」だといわれるゆえんで

もあるのです。

功を奏するともいわれます。 なことを考えておく」姿勢が、

危機管理の要諦 万が一の時に

が、組織の中で発生する危機は、

その80%以

11

上が現場に端を発しているといわれて

その現場にいる職員が危機管理意識を自 事故などが起きたときに最初に何を考

第8回

市町村アカデミー客員教授

大塚康男

NOVEMBER 2010 市政

働を基本 思えるまちづ

北茨城市について

海岸線があり、美しい景観と豊か 北の玄関口である福島県い 地などへのアクセスも容易になっ せています。 今日では工業地帯として進展を見 期に石炭が発見されてからは、 農業や漁業を中心に栄え、 穏やかな気候に恵まれ、 な自然環境に恵まれた地域です。 太平洋と接する東側には、 積の約80%を山林と原野が占め、 と接しています。 6号などにより、首都圏や東北各 磐炭田の中 にも及ぶ長い砂浜と起伏に富んだ 北茨城市は、 の北東端に位置し、 核として活況を呈 常磐自動車道、 また本市を縦断する 内各地で温泉・ その名が示す通り 広大な市の総面 古くから 北は東 江戸後 約 20 km わき市 国道 常

り、市民手作りの祭りを目

ています。 館が立ち並ぶ観光の名所ともな が湧き出したことから、 民宿・旅

市民協働のまちづく

です。 を提供していくことが必要不可欠 え、 上がりの行政サービスを提供して 近年、 ·効果的でその地域に合ったも くことは難しくなり、 地方自治体が昔のような右肩 0)

とし今後10年間のまちづくり 考えております。 画でも「市民協働」を前面に打ち 針を示した第4次北茨城市総合計 まちづくりを展開していきたいと そのような中、 市民と行政が共に手を携えた

9

本格的な少子高齢化を迎 今後はよ

本年度を初年度 の指

その取り組みの ら市民夏まつり 一環として3年 を開催して

ます。この祭りは「みんなでつくり り」をテーマに掲げ、 みんなでおどる 祭りの中

活性化につながっていくものと考

考え方などがう

かがえ、

働

からまちづくりや行政に対す

によるまちづくり、

ひいては地域 市民協

祭りは、 片付けまで参加していただいてお 前日のステージ設営、 募集し、イベントの企画・運営や り上がりを見せました。一方この 踊りの輪に参加していただき、盛 目となった本年は、 を中心に作り上げたもので、 となる市民踊りも若手 市民の中から運営委員を 多くの市民に みんなのまつ 心

けではなく市民との会話 と思っています。 が参画していただけるもの 的にはどのシーンにも市民 員中心の運営です 指しています。 まだまだ職 が、将来

さらには後 の職員有志 3 回 内 生徒が多数出てしまいそうな状況 率 まま卒業を余儀なくされてしまう 卒業予定の高校生などの就職内定 でも雇用問題は特に深刻で、 況が続き、 べ数段厳しさを増しています。 未来ある若者のために の高校においても就職できな が非常に悪く、 わが国の経済は今なお厳 特に地方は都市部と比 このままでは市

今春

61

中

11



北茨城の冬を代表する味覚の「あんこうの吊るし切り」

縮め、祭りに関することだ ことが市民と行政の距離を こうした

受けられる体制とはいえない状況 ら市民が安心して医療サー -ビスを 後も医師不足や経営の健全化など、 いことは明らかではあり ればならないと判断しました。 立病院の再生に向け今やらなけ

ます

今

はならない財産であることから、 は新たに建設することは容易でな 病院を維持していくこと、 した。地方の小さな自治体が公立 新しい病院を建設することとしま 生命・健康を守るためにはなくて しかしながら、 当病院は市民の さらに

よう、

市民の皆さまから信頼さ

この判断が正しかったと思わ

れ

る

題は数多くありますが、

将来必ず

克服していかなければならない問

る病院の建設に向け全力で取り

んでいきたいと思っています。

ロフ

間市が全額負担することにより、

新卒者を中心とした失業者を事業

所に有期雇用

していただくもので

ではありますが、今後の経済・雇 年度も本事業が継続される見通し

用情勢が好転しない

限りは、

市独

を活用し、

雇用者の人件費を1年

考えています。

現在の政府の動きでは、

平 成 23

将来的な雇用にも結び付くものと

野雇用創造事業という国の交付金

対策をほかに先駆けて展開するこ

職未定の卒業生を中心とした雇用 かできないかという思いから、

なりますが、 ころです。 ないといった彼らの状況を何と

就職先がない、働きたい

のに働

業所に協力いただき、この4月か

今回この事業には市内

7 の 19 事

ら約45名の雇用を創出

していると

となっています。

最終的には本人次第と 多くの事業所では継

ととしました。この事業は重点分

図

っていただいていることか

5

続雇用を視野に入れて事業展開を

となって

いました。

未来ある若者

- ◆ ◆ ◆ 世 人口 帯 数 1万7766 5568世帯

若者の未来に希望を与えていかな 自の予算ででもこの事業を継続し、

ければならないと考えています。

なでつくる北茨城まち~人・自然・まち・文化 みんまち~人・自然・まち・文化 みん (まちの特徴) 茨城県の北東端に 位

暮らすためには、総合的

な健康

すべての市民が健康で安心して

市立総合病院の再生

医療・福祉の充実を図る必要があ

本市においてその大きな役割

りの地であることなど、文化、芸術す。また、野口雨情や岡倉天心ゆかと豊かな自然環境に恵まれた地域でに囲まれた北茨城市は、美しい景観置し、周囲を豊かな海と、山々の緑 など多様で豊富な観光資源を有

を担うのが市立総合病院です。

当病院では現在地方の中小



活気あふれる「市民夏まつり」

医師不足による診療科目の減少 公立病院が抱える問題と同様に、

それに伴う患者数の減によっ 経営的には大変厳しい状況が

設の老朽化や耐震性の問題などか

続いています。

また、

当病院は施

います。旅館が立ち並ぶ観光の名所となって、旅館が立ち並ぶ観光の名所となっているとともに、市内各地には民宿・

【特産品】 天心焼、花園牛、 どぶろく あんこう鍋、海産物、 ジネンジョ

五浦海岸、六角堂、花園渓谷、野口(観光) 茨城県天心記念五浦美術館、 雨情記念館・生家

城市民夏まつり、平潟港主水祭り、(イベント)常陸大津の御船祭、北茨 雨情の里港まつり、

水戸市 、大津の盆船流し平潟港主水祭り、

北茨城市

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、 人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

市政 NOVENBER 2010

可能 な行 財政 基

まちの歴史、そして今

23年市制が敷かれました。 地として栄えました。その後、 中和地域の経済、 の名を全国にとどろかせました。そ た。日本中と取引を行い、「和州綿」 には、繰綿問屋が軒を連ねていまし なった江戸時代、 した寺内町が形成された大和高田 後、綿栽培に代わり、 大和で綿の栽培が一段と盛んに が活性化し、 文化、交通の中 紡績工場ができ、 専立寺を中心と 紡糸、 昭和 製織

央部を南阪奈道路につながる国道24 ことが、住みやすさの大きなポイ 号線が通っていて、交通の便がよい 勤圏として宅地化が進みました。 畑四方の市域に、 なのでしょ 市の北部を中和幹線が、 鉄道の駅が6つあ 今後、 大阪への通 南部に 市の中

昭和40年ごろからは、

事です。 蓮華会に供える蓮華を取る行事で 行事」は、吉野山金峯山寺蔵王堂の 7月7日に行われる「奥田の蓮取り 野山の「蛙とび行事」を見学する「蓮 月には「奥田の蓮取り行事」や、 には音楽絵巻「新・役小角伝説」、 本市では、5月に「地域の伝統行事 のみちバスツアー」を開催しました。 と役行者」をテーマに講演会、 京奈和自動車道が通る予定です。 300年祭」が行われています。 ところで、 全域を会場とし、 室町時代の記録にも残る伝統行 本年奈良県では、 「平城遷都 6 月 吉 県

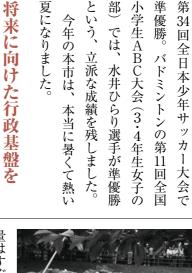
は、 元気を与えてくれました。 クラブ」が初出場し、 会人野球クラブチー 「第81回都市対抗野球大会」に、 またこの夏、スポーツの分野では、 「ディアブロッサ高田FC」 ムの「大和高田 市民に大きな 小学生で 社

> という、 準優勝。 部) では、 第34回全日本少年サッカ 小学生ABC大会 (3・4年生女子の 立派な成績を残しました。 水井ひらり選手

確立するために 将来に向けた行政基盤を

わろう! 収集が始まりました。 得て、指定ごみ袋による家庭ごみの に ンに表し、 を策定しました。その決意を、 とする「大和高田市集中改革プラン」 単年度収支の均衡を図ることを目的 り組んできました。平成18年3月 改革大綱」の下、 私は市長就任後、数次の 構造的な赤字体質からの脱却と 「行財政

今年の本市は、 バドミントンの第11回全国



奥田の蓮取り行事

4月には、市民の協力を 高田!」というスローガ 財政の健全化に取 ごみ分別と減 「変



の削減などの行財政改革にも積極的 ほか、市税徴収率の向上や、 に取り組んできました。 大きな財政効果を生みました。 人件費 その

ため、 \sim や壁面を使った広告の企業募集、 字となりました。新しい財源確保の 21年度の一般会計の単年度収支は黒 の広告掲載に加え、 その結果、 収納の利便性を図るため、 ネット公売なども行ってい 平成14年から始めた広報誌 平成19年度・20年度・ ホームページ ま

動車税のクレジッ カード

開発公社の経営健全化が必要です 学校施設の耐震化や市立病院、 安定的な確保が困難な状況の中で、 ショック後の経済の先行きも不透明 の累積赤字は残っており、 行財政基盤を確立する必要もあり ながらも、 このような新たな行政課題に対応し 景気回復までの間、 将来に向け、持続可能な 税収入の IJ ーマン

での3年において、 一般会計の累積

そこで、 平成22年度から24年度ま



決済も始

しかし、 依然として、 これまで

を目指し、 赤字の解消と経常収支比率の改善 を策定しました。 「財政健全化プログラム」

質の高い行政サ 効率化を図りながらも、 ービスを

ました。 た。平成24年施行予定の住民基本 と市民ニーズの多様化の中、 台帳法改正に則し、 「IT推進中期計画」を策定しまし の高い行政サービスの展開に向け、 ムのオープン化への取り組みを始め 近年の情報通信技術などの進歩 住民情報システ より質

育てについての相談や、 供しています。延長保育のほか、子 育・保育・子育て支援を総合的に提 の中で培ってきた教育・保育の充実 本市の幼稚園と保育所が、 て、「高田こども園」が開園しました。 の「幼保連携型の認定子ども園」とし などの子育て支援事業の機能も持 また、本年4月に奈良県下初めて お互いの特徴を生かした教 一時預かり 長い歴史

境づくりの一つとして、 様化に対応し、子育てを支援する環 園の整備を進めます。 り巻く環境の変化に伴う子育ての多 今後も、 少子化や家庭・地域を取 認定こども

最後に

てきました。 どの言葉を掲げ、 れる高田」「変わろう! きないによし」や、「元気な高田、 私は、これまで「住むによし、 市政運営に携わ 高田 ! な 誇 あ 2

まだまだ厳しい社会経済情勢です

考えています。 の下、全力で取り組んでいきたいと れることなく、 ています。今後も、 田市を築くことにつながると確信し 将来に向け明るく活気ある大和 財政健全化の目標達成こそが、 市民の皆さんと協働 市民の目線を忘 高

名)、昭和43年4月、

◆ ◆ ◆ 世帯 数 2万9028世帯

(将来都市像) 元気な高田 誇れる高田

リズモー市と姉妹都市提携す・昭和8年8月、オーストラリア 提携第1号。 日本とオ - ストラリアの姉妹都市 オーストラリア る

古墳(築山公園)

り行事(伝統行事)、

高田おかげ祭り

開校(商業科) 定員各学年200昭和29年4月、市立高田商業高校高田市立病院 13科 320床)、よって植えられた桜並木は、見事。よって植えられた桜並木は、見事。よって植えられた桜並木は、見事。

奈良市 大和高田市

神社、大中春日神社、専立寺、築山(**観光)** 石園坐多久豆玉神社、高田天 (イベント) 高田千本桜、奥田の蓮取 (特産品) 大和高田市特産野菜 (ネギ 養成所開設(現市立看護専門学校)名)、昭和43年4月、附属准看護婦 キクナ、

シロナ)

コマツナ、

ホウレンソウ、

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、 人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

市政 NOVEMBER 2010

大和高田市長

吉田誠克

目指, 度は訪れ

はじめに

北に細長いまちで、北に六甲の山西約2・5㎞、南北約9・6㎞と南 伏に富んだ地形となっています。 並み、南に瀬戸内の海を望む、 阪と神戸のほぼ中間に位置 屋市は、 兵庫県の南東部、 Ę 起 東大

と気候温和で豊かな自然環境が調本市の魅力は、便利な交通環境



市役所前広場

性と文化性あふれる住宅都市の形 化住宅都市建設法」を公布し、 発揮していくため、昭和26年3月、 度な文化住宅都市としての特色を 建に当たり、 戦で甚大な被害を受けた本市の再 市」であることです。 都市を建設することを目標に、 豊かで都市的魅力にあふれた住宅 成という目標を明らかにしました。 地方自治特別法として「芦屋国際文 住民投票による市民の同意を得て、 ちづくりを進めてきました。 この法律の理念を基調とし、 芦屋市が将来とも高 第2次世界大

市制施行70周年

が誕生 知村・打出村が合併して「精道村」 明治22年に芦屋村・三条村・津 本年は、市制施行70年を迎えます。 しました。 その後の交通機

和した風光明媚な「国際文化住宅都 個性 国際 ま には、 関の発達によって、 られています。 ダニズム」と呼ばれる、 荘」開発が行われ、「高級住宅地 宅地化が始まり 目されるようになり、 広壮邸宅地としての ました。

村から芦屋市へと飛躍しました。 全国で173番目の市として精道 ることになり、 宅地として目覚ましい成長を遂げ

滅的な被害を及ぼしました。

阪神・淡路大震災からのまち

豊かな国際文化住宅都市芦屋に壊

営々として築いてきた緑

地開発と都市基盤の整備が進めら その後、

芦屋」のイメージを定着させまし そが、今日の基盤となったと考え 進的で洗練された生活スタイルこ かれていきました。このころの先 モダンな独自の生活スタイルが築 た。また、この時期に、「阪神間モ 郊外として優れた立地と環境が注 大阪・神戸 別荘地・ 昭和初期 イカラで 「六麓 住

題に掲げて、 定し、復旧・復興事業を最優先課 7月に「芦屋市震災復興計画」を策 再生・創出を図るため、平成7年 「災害に強い

・まちづ・

を奪い、 月17日早暁、 展していきましたが、 た直下型大地震は、わずか10数秒 れ、 のうちに多くの市民の生命と財産

日本でも有数の住宅都市に発

芦屋川のさくらと六甲の山並み

阪神・淡路地区を襲

2 1

平

-成7年

こうして、 市内各地で大規模な宅 神戸・大阪の近郊住 昭和15年11月に、

次芦屋市総 市民と いる ま と思っていただけるようなまち 来から住まれている方はもちろ 芦屋への愛着をはぐくみ、さらな るために考え、行動することが、 と言われる美しいまちを目指して 人々からも「一度は訪れてみたい」 くりに努めるとともに、 にも「このまちに住んで良かった」 んのこと、新たに住まわれる方 る魅力と活力をもたらします。 持ち、 いります。 まちの魅力をさらに高 世界中 従 0)

り組んできました。 り」「快適で安全・安心なまちづく 」に市民と行政が一丸となって取

らに質の高いまちづくりを目指 を生かした「知性と気品に輝く活力 営が続いていますが、 行した市債の償還は、 ているところです。 ある国際文化住宅都市」として、 は過ぎたものの、 復旧・復興事業などのために発 財政を圧迫し、 厳しい財政運 依然として本 本市の特性 一時のピー

維持を目指して 良い住環境の創出

成16年度に「芦屋庭園都市宣



民間マリーナ施設と住宅街

言」を市議会で議決し、花と緑い 境を創出・維持する取り組みを進 生かしながら、常により良い住環 21年度は、本市の優れた景観を継 夜間花火を禁止するなど、 例」(通称「市民マナ 快適な生活環境の確保に関する条 めてまいりたいと考えています。 景観法で定める「景観地区」に指定 するため、全国で初めて市全域を 取り組みにも努めています。平成 清潔で快適な生活環境を確保する ぱいのまちづくりを進めるととも しました。今後も、本市の特性を また、「国際文化住宅都市芦屋」 午後9 平成19年度には、「清潔で安全・ 市内全域での歩行喫煙の禁止 緑豊かな美しいまちを育成 時から午前6時までの 条例」)を制定 美しく

います。

することが不可欠であると考えて

行政が連携したまちづくりを推進

意識を高め、

市民と市民、

「このまちをつくっていく」という

ていくためには、

市民一人一人が

ら、これからのまちづくりを進め 主権への時代の変化に対応しなが ところですが、

地方行政から地域

合計画」の策定に取り

組んで

する「第4

民間マリー ともいうべき施設が次々と整備さ 文化・海洋性レクリエーションな フロントを生かした住宅・商業・ 区(潮芦屋)の開発も進めています。 の新たな展開として、 れています。 動や機能空間が複合 あるまちとして、 高質な住環境と多様な都市活 ナを核に、ウォ 新しい芦屋の顔 した多様性 南芦屋浜地 タ

0

本市では、 平成23年度

プロフィ

る心や芦屋で暮らすことへの

誇り

市民一人一人がまちを大切にす

◆ ◆ ◆ 世帯 数 4万35627人 215世帯

れた住宅都市

た町並み

を育み、新しい暮らし文化』を創造・【将来都市像】自然とみどりの中で絆 発信するまち

北約9・6㎞と南北に細長いまちで、は大阪湾に面し、東西約2・5㎞、南(まちの特徴)北は六甲の山並み、南



芦屋市長

ニバル、秋まつり (イベント) さくらまつり、サマ (観光) 緑豊かな町並み、 海と融合 カ

便利な交通環境など生活条件に恵ま ※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、 人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

の再生を図る ビリットでまちを活性化

はじめに

性化を図っています。 ます。全国の過疎地の経過に似て、 3万2000人の勢いを失ってい 56年の歳月を経て、今日では人口 四町合併により市制を敷き、 清水市」は、 万6500人と激減し、 四国西南端に位置する本市「土佐 1次産業を中心とする本市です 漁業と観光を中心に据えて活 昭和29年9月 合併時 以来 日 に



足摺岬にあるジョン万次郎の銅像

ジョン万次郎の偉業をたたえ ふるさと発展に努力

「土佐の清水さば」として、ほかのさばと差別化しブランド化

の龍馬ブ 漁業振興をはじめ地域の活性化に に PRして、 郎(ジョン万)を本年は特に集中的 馬に大きな影響を与えているとも 伝」が放映されていますが、この龍 つなげていきたいと思います。 次郎は、本市出身の先人です。こ いわれるジョン万次郎こと中浜万 しています。観光対策はもちろん、 NHK大河ドラマで「龍馬 - ムに乗せてジョン万次 市の情報発信の柱に

鳥島に上陸、 佐市宇佐港より出漁し、 ウランド号に救われ、 にアメリカの捕鯨船、 愛情で育てられ、 14歳の少年が約170年前に土 ルド船長に温かい保護と深 そして143日目 ジョン・ ホイッ 遭難して *)*\

> 状況から沖縄に上陸、そして厳一幕府の鎖国の取り締まり厳し、 までになりました。 もあって幕府の直参を命ぜられる い詮議が続き、 やがて時代の要請 そして厳し 厳し 江

たのであります。 め、使節団の役割を見事に果たし 条約」の批准書の取り交わしのた 沢諭吉などとともに「日米修好通商 事実上の船長となって訪米し、 捕鯨などの指導、 事をする傍ら、造船、航海、 さらに咸臨丸で 測量、 福

した。 に大きな文明開化の影響を与えま り、日本の江戸から明治期の若者 京大学になる開成学校の教授にな このような体験により、 龍馬もその中の一人であり、

年に育ちました。そして母国愛とでの教育を通じて、たくましい青

表に出ることなく時代は流

後の東

そして江戸末期の幕府通訳 の仕 がら、 その偉大な功績が見直されてきま ります。このような歴史を持ちな 岩崎弥太郎なども続きます。 した。 れ、今日ただいま「龍馬伝」などで、 り、近代日本の夜明けの礎でも

まさに、日米交流の架け

橋で

あ

①どんなに苦しくても、 ぎ、これからのふるさと発展に努 この人物の偉業をたたえ、 力したいと思います。それは、 私たちは、 きらめない希望 市民一丸となって、 決してあ 引き継

投資、 号指定やら、 で本市と関係業者、 る状況の中、 況でいち早く観光にしわ寄せがく 維持に取り組んでいます。 観光客の呼び込み強化の中 国立公園指定の現状 資源の見直し、 観光協会の 経済不 再 ス

④日米友好の第一人者たる指導力

②漁業、特に「清水さば」をまちお

①第三セクターによる企業での雇

などです。

③自分の可能性を、

最大限試す努力

②何事にも挑戦する勇気

プロフ

で市民一丸となって、

危機を突破

④「目標人口2万人のまちづくり」

的に売り出しています)

を合言葉に秘境なるがゆえの魅

売り出しこそポイントだと

このジョン万スピリッ

ふるさとの再生を図りたい

の中でもがきつつ、

踏ん張ってい

本市は暗く厳しい地域経済

③第一次産業を包み込みつつ、

観

こしの起爆に

光産業で起死回生を(足摺岬で全

考えています。

ど外国人観光にも取り組みたいと

の強化とも相まって、

対アジア

重点地域とする国の国際観光施策

今後は中国、

韓国などアジアを

ッフなどと頑張り抜いています。

と考えています。

国西南地方の観光の中心

体的な重点施策としては、

- ◆ ◆ ◆ 世帯数 8 1 万 6 6 1 1 6 6 5 4 4 km

(将来都市像)「愛と自然に満ちた活

⑤日本列島唯一の黒潮接岸地とし

大きく黒潮文化を大切に環

太平洋という壮大な発想も抱き

つつ、今後も頑張りたいと思っ

思い、

人情豊か、景観絶景、黒潮接岸。む。冬温かく、夏涼しく、魚おいしお。冬温かく、夏涼しく、魚おいしまるが、逆転の発想で秘境を売り鉄道も高速道路もなく、僻遠の地 心に経済活動、特に観光は最盛期かなのまち)宣言、漁業・観光を中 (まちの特徴)人情温かく、 つつ、21世紀は太平洋、黒潮文化だ小さなまちがキラリと光る珠を磨き 込み数を復活する 力あるまち」 00万人、現状70万人なので入 逆転の発想で秘境を売り 僻遠の地で 漁業(さ

攻勢や、

最近の中国、

東南

なに守っています。

巻き網漁業の 台湾、

漁業は、 ています。

一本釣り漁法をかたく

源減少の厳しい現状ですが、

必死

アジアなどの漁業活発化による資

苦の中で何とか頑張っている状況

高騰と漁獲量減少、漁価安の三重 で伝統漁法を守っています。燃料

21世紀は太平洋、

土佐清水市長 杉村章生

わが国でも最大級の灯台の一つ「足摺岬灯台」

農業林業も、

ほかの市町村と同

様に、

もちろん行っていますが、

四国西南地方の観光の中心地だと まちを売り出す特産は観光です。

自負で対応し、

海中公園の第

完熟パイン、高糖度赤玉ねぎ「足摺姫カツオ、宗田節(メジカ節)、芳香(特産品)清水さば、かつおのたたき、 、 デ 握 番

(観光) 足摺岬、足摺黒潮市場(土佐 ン万次郎資料館、唐人石 ウォッチング、第三十八清水市さかなセンター)、 白山洞門 万次郎足湯、)、ホエ 番札 所金剛ル ジ

きらり、あしずり駅伝大会、鹿島はジョン万祭り、鹿島神社大祭、足塚ずり祭り(納涼花火大会)、観月の宴(イベント)うすばえ桜まつり、あり 社大祭 鹿島神



※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、 人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

ともに、

地方

実現を図ると

移譲による国・地方の税源配分の当面「5:5」の

に関する意見」(平成22年8月)に基づき、

① 税 源

する要請を行った。

具体的には、

本会の「平成23年度都市税制改正

都市自治体の立場から、

平成23年度税制改正に関

ム」(座長:中野寛成衆議院議員)の総会に出席し、 会委員)は、民主党「税制改正プロジェクト・チー

10月5日

鈴木・浜松市長(都市税制調査委員

で、鈴木・浜松市長が、

民主党「税制改正プロジェクト・チーム総会」

平成23年度都市税制改正について要請

菅改造内閣で新たに就任された総務省の片山大

平岡副大臣、

鈴木副大臣、内山政務官、逢坂

9月24日、森会長ほか地方六団体の会長等は、

片山総務大臣等に面談のうえ要請 改革3法案の早期成立等について

立等を要請した。

[企画調整室]

「国と地方の協議の場」の法制化等地域主権

森会長ほか地方六団体会長等が、

9月23日~10月22日

http://www.mayors.or.jp/

全国市長会の

同趣旨の要請を行った。

地方六団体の代表者は、

民主党の

議作業グループ 基本制度ワー

キングチ

「子ども・子育て新システム検討会

倉田・池田市長が出席

(第1回)」に社会文教委員長の

「子ども・子育て新システム検討会議

ープ 基本制度ワー

行った。その後、森会長は鈴木副大臣と面談し、 制化等地域主権改革3法案の早期成立等の要請を 継続審議となっている「国と地方の協議の場」の法 政務官と面談し、就任の挨拶を行うとともに現在

全国市長会ホームページURL



設計を議題と

市長が出席した

会合では、子ども・子育て新システムの基本

本会から委員として社会文教委員長の倉田・池田 長:末松・内閣府副大臣)の初会合が開催され、

して意見交換

森会長(向かって右側・中央)

参画する政府

倉田・池田市長

ムに

本制度ワー 長からは、基 倉田・池田市 が行われた。

たっては、都市自治体の環境施策に果たしている

ビス給付に係る裁量の余地がないなどの発言を 国が財源を確保しない限り、地方自治体にサ

車関係諸税率については、代替財源を示さない限

役割等に応じた税財源を確保するとともに、

[社会文教部]

ムの組織的な位置付けを確認するとともに、

現が図られるよう強く要請した。 与税の必要財源は維持確保すること、 制上の措置を講じること、⑤ゴルフ場利用税につ うにすること、④大都市の事務配分に見合った税 う国の責任において確実に財源措置を講じるとと いては現行制度を堅持すること、 もに、地方交付税にも影響が生じることのないよ り現行水準は維持すること、 人実効税率を引下げる場合、地方減収とならぬよ ③国の施策として法 ⑥航空機燃料譲 について実

(地球温暖化対策税検討小委員会総会)」で、 髙橋・高岡市長が、地球温暖化対策税及び 自動車関係諸税について要請 民主党「税制改正プロジェクト・チー

て要請した。

長・中塚一宏衆議院議員)の総会に出席し、 会副委員長) は、民主党「税制改正プロジェクト 関係諸税について要請を行った。 自治体の立場から、地球温暖化対策税及び自動車 10月6日、髙橋・高岡市長(都市税制調査委員 ム(地球温暖化対策税検討小委員会)」(小委員 都市

に関する意見」(平成22年8月)に基づき、地球温 暖化対策に係る税については、 具体的には、 本会の「平成23年度都市税制改正 ①地方公共団体が

鈴木・浜松市長

築すること、 ②環境関連税

方税体系を構 い安定的な地 偏在性が少な などにより、 消費税の充実

制の導入に当

に課税する税 ために揮発油 温暖化対策の こと、②地球 う「地方税」と 講じられるよ 温暖化対策が (国税) を新た して創設する

地方公共団体に全額配分 髙橋・高岡市長

に創設する場合、

温暖化対策のための税を新たに創設する場合、 続及び総額の確保を図ること、③国税として地球 されている現行の地方揮発油譲与税の仕組みの存 考慮し、軽自動車税の標準税率を見直すことにつ 大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を に寄与する配分についても配慮すること、 方公共団体の地球温暖化対策のための様々な取組 また、自動車関係諸税については、 現在、 軽自動車 につ 地

[財政部]

第4回事実上の「国と地方の協議の場」を 森会長が出席

の場」を開催し、 10月7日、第4回の事実上の「国と地方の協議 本会からは森会長が出席した。

NOVEMBER 2010 市政

谷垣総裁、小池総務会長、逢沢国会対策委員長、

玄葉政策調査会長(国家戦略担当大臣)、

自民党の

佐藤国会対策副委員長と面談し、「国と地方の協

議の場」の法制化等地域主権改革3法案の早期成

市政 NOVEMBER 2010

方消費税の充実などにより、

偏在性が少ない安定

務と責任に見合った税源配分とするとともに、 地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事 に関する意見」(平成22年8月) に基づき、 ①国と

地

協力し合って進めていきたい、との発言があった。 改革の実現に最大限の努力をする。地域主権改革 革を強力に政治主導で進める。これから年末にか 助金の一括交付金化に着手し、各府省の壁を越え は国と地方の共通の方向であると思っているので は当政権の最重要課題として政治主導で取組み、 けて正念場を迎えることとなるが、地域主権改革 て自由度の高い交付金に再編し、国の出先機関改 る。所信表明演説でも触れたように、ひも付き補 の原理に基づく地域主権改革の推進は不可欠であ 加による行政や地域社会を実現するもので、市民 地方六団体側からは、「今後の地域主権改革の 地域主体の社会を実現するためには補完性 菅総理からは地域主権改革は、 住民参

閣の重要な政策課題として、 域主権改革は、補完性の原理を出発点として、 推進等について(意見)」を提出するとともに、「こ は地方側の責任が非常に重くなってくる。地方と してもこの方向で努力をしていきたい。地域主権 の中で非常に明確な形で明記している。 ことを地域に任せるとの考え方であり、これを内 い切って地域に権限、財源を移し、地域にできる 大臣となり、非常に大きな期待を持っている。地 の度の内閣改造では、特に知事経験者の片山総務 先月の施政方針演説 地方側と 思

> 正予算の五兆円のなかで、地方が創意工夫を凝ら 力する。また、補正予算で景気対策をするとして 言があった。 して使える財源を確保してもらいたい」、との発 いるが、円高対策をぜひ実施してもらいたい。 しては人材の育成等をして責任が果たせるよう努

となる国の責任による自由度の高い交付金を創設 ど人を重視した事業等が行えるよう、その裏付け 例えば、遊具の補修や小中学校のトイレの改修な る。 ている。既に、人件費の削減努力も限界にきてい すること」、と発言した。 が、この資金を地域の中で循環させるためにも、 は、 が、一方で扶助費の増加が著しく財政圧迫を招い げ等を行っていて、歳出総額が年々減少している てきており、定数削減やラスパイレス指数の引下 国の一層の行革を強く求める。また、 子ども手当が地元の銀行預金に回っている

きるよう、 額は、国の責任において全国一律とし、その上で、 増額する場合は、増額分の「子ども手当」の現金の 子ども手当については、現在の1万3000円を 増額する場合の現金と現物サービスのあり方につ 上乗せ分は地方の裁量により現物給付の工夫がで いて地方団体に意見が求められ、森会長からは、 なお、協議の中で玄葉大臣から、子ども手当を

森会長からは、「地方は懸命の行革努力を進め 地方で

地方の選択に委ねられるべきであると

[企画調整室]

#6 第72回全国都市問題会議を開催、 市長をはじめ約1800名が参加

に掲載予定) 管理」。約1800名が参加した。(詳細は12月号 市問題会議を開催した。テーマは、「都市の危機 ンター及び神戸市との共催により、第72回全国都 ホール」において、東京市政調査会、 10月7日、8日の2日間、神戸市の「神戸文化 日本都市セ

[調査広報部]

作業グル 「子ども・子育て新システム検討会議 (第1回)」に清原・三鷹市長が出席 ープ 幼保一体化ワーキングチー

#7

議作業グループ の初会合が開催され、 10月14日、「子ども・子育て新システム検討会 幼保育一体化ワ 本会から委員として清原 ーキングチ

席した。 三鷹市長が出 会合では、

れた。 三鷹市長から は、子ども園 清原・



議題として意 (仮称) 創設の 見交換が行わ 幼保一体化を

清原・三鷹市長

に異なる保育ニーズや課題に的確に対応する必要 課題として、①都市部や中山間地域など地域ごと 児等の受入れを公平・公正に保障する必要がある に対応する必要があること、④障がい児や被虐待 用を促す必要があること、③保育時間の長時間化 資格の一元化、研修の充実とともに、経験者の採 があること、②幼児教育の質の充実を図るため、 [社会文教部] 現在、 ۲, 確保を図るこ 続及び総額の の仕組みの存 揮発油譲与税 る現行の地方 配分されてい 共団体に全額 また、国 地方公

温暖化対策の 税として地球 ための税を新

ことなどの発言を行った。

要請した。 確保すること、について実現が図られるよう強く すること、⑤航空機燃料譲与税の必要財源は維持 付税にも影響が生じることのないようにするこ おいて確実に財源措置を講じるとともに、 引下げる場合、 配慮すること、 策のための様々な取組に寄与する配分についても たに創設する場合、地方公共団体の地球温暖化対 ④ゴルフ場利用税については現行制度を堅持 地方減収とならぬよう国の責任に ③国の施策として法人実効税率を 地方交

議員)の総会に出席し、都市自治体の立場から、

10月19日、安樂岡・館林市長(財政委員会委員)

自由民主党税制調査会(会長:野田毅衆議院

平成23年度税制改正に関する要請を行った。

具体的には、本会の「平成23年度都市税制改正

#8

安樂岡・館林市長が、

自由民主党税制調査会で、

平成23年度都市税制改正について要請

的な内容を早期に明確化してほしい旨発言した。 確保を図るとともに、地方に対し制度設計の具体 化の質疑において、事業執行に必要な予算総額の また、現在検討されている補助金の一括交付金

[財政部]

創設するとともに、地球温暖化対策のために揮 地球温暖化対策が講じられるよう「地方税」として 策に係る税については、地方公共団体が自主的に 的な地方税体系を構築すること、②地球温暖化対

発油に課税する税(国税)を新たに創設する場合、

調査会役員会」に社会文教委員長の 倉田・池田市長が出席 「民主党政策調査会 子ども・男女共同参画

#9

場から意見を述べ、出席議員と意見交換を行った。 社会文教委員長の倉田・池田市長が出席し、「子ど 議員)が衆議院第二議員会館で開催され、 も・子育て新システム」について、都市自治体の立 同参画調査会役員会」(会長:神本美恵子・参議院 10 月 19 日、 「民主党政策調査会 子ども・男女共 本会から

安樂岡・館林市長

১,

源は全額国庫負担とすること、 完了したとの説明があったが、この制度設計の根 システム」の基本設計については、第1回「基本制 関係費用に充てることができるよう法律に明記す ども手当額を未納の保育料等の徴収すべき子育て 費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子 の理念に反するとともに、市町村を信用してい は、地方の裁量を限定するものであり、 金額は、国が責任を持って全国一率とし、その財 とした制度は実現できないこと、③子ども手当の 財源がないとすべての子ども・子育て家庭を対象 幹をなす税制改革は消費税と理解しており、その ることなどの発言を行った。 いと受け取らざるを得ないこと、 倉田・池田市長からは、①「子ども・子育て新 ②以前扶養控除の廃止等によって税制改正が キングチーム」において合意してはいないこ ④特別会計の設置 ⑤保育料、 地域主権 給食

[社会文教部]

58